

【横芝光町】
公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

(令和 2 年 1 月一部改定)

(令和 4 年 2 月一部改定)

目次

第1章 公共施設等総合管理計画とは

1. 公共施設等総合管理計画策定に当たって	3
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画期間	5
4. 対象範囲	5
5. 取組体制	6

第2章 本町の現状

1. 位置・面積	11
2. 人口動向	12
3. 財政状況	13
4. 対象施設	14
5. 更新費用試算	20
6. 対象施設の現状と課題	23

第3章 公共施設等総合管理計画の基本方針

1. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	27
2. 実施方針	28
3. 推進体制	38

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針






1. 建築系公共施設の管理に関する基本的な方針	41
2. 土木系公共施設の管理に関する基本的な方針	56
3. 企業会計施設の管理に関する基本的な方針	59

第5章 参考資料

1. 過去に行った対策の実績	63
2. 公共施設保有量の推移	64
3. 有形固定資産減価償却率の推移	65
4. 公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み	66

第1章

公共施設等総合管理計画とは

-  1. 公共施設等総合管理計画策定に当たって
-  2. 計画の位置づけ
-  3. 計画期間
-  4. 対象範囲
-  5. 取組体制

1. 公共施設等総合管理計画策定に当たって

(1) 策定の背景と目的

これまで、我が国においては、高度経済成長期から急激な人口増加や住民のニーズなどに応じて、教育施設・公営住宅・図書館などの多くの「公共建築物」や道路・橋梁などに代表される「インフラ資産」も含めた数多くの公共施設整備が進められてきました。現在、その当時建築、建設された公共施設等の築年数は30年以上経過しています。

一方、財政面においても、世界経済の影響を受け、我が国の経済成長もマイナスに転じており、公債費残高も増加の一途をたどっています。このような危機的財政状況に加え、少子高齢化などの社会構造の変化に伴い、社会保障費も増加し、生産活動に従事する年齢人口の減少による税収の減少等もあいまって、将来的には一層厳しい財政状況になることも予測されています。このような状況は、地方においても例外ではありません。

さらに、全国の自治体では、過去に建設された公共施設等がこれから大量更新の時期を迎えることとなりますが、老朽化する公共施設等に関わる建て替えや改修などの更新費用も増加することが予想されます。各自治体の財政が依然として厳しい状況下にある中で、今後の公共施設等の運営は人口減少等の要因もあり、利用需要が低下していくことは想像に難くありません。

これらを鑑み、早急に公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことで財政負担を軽減し平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要とされています。

また、この問題を財政上の問題として単純に、施設の総量縮小やコスト削減のみで対処するのではなく、自治体経営とまちづくりを再考する好機と捉え、公共施設等の建設、維持、運営に関する民間の資金活用（PFI）や官民連携（PPP）を推進し、持続可能で豊かなまちをどのように形成していくのか、自治体の知恵と工夫が問われているといえます。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」が平成25年6月14日閣議決定され、「インフラの老朽化が急速に進展する中、＜新しく造ること＞から＜賢く使うこと＞への重点化が課題である」との認識の下、平成25年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。その中に、自治体の役割である行動計画が示されており、平成26年4月には各地方公共団体に対して「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を示し、保有する公共施設等の状況、更新費用の見込みと基本的な方向性を示した「公共施設等総合管理計画」の策定要請がありました。

横芝光町（以下、「本町」という。）では、今回の策定要請を機に本町を取り巻く多くの課題に対し、住民とともにその課題に取り組み、より良いまちづくりの将来設計の指針として、「横芝光町公共施設等総合管理計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。

(2) ファシリティマネジメントの導入

本町では、住民とともに将来のまちづくりを進めるという基本理念の下で本計画を策定します。本計画策定は、町の将来ビジョンを実現する第一歩となるものです。

公共施設やインフラはそれぞれの公共施設等ごとの管理ではなく、公共施設等全体を捉えて戦略的に管理していくものです。このために、公共施設等に対する合理的な総合管理手法である、ファシリティマネジメント（FM）の手法を導入することとします。FMとは、組織が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動であり、本町では以下の点を推進します。

- ①全庁横断的な推進体制の確立
- ②総合的な計画立案と着実な進行管理
- ③最適状態を維持する不断の検証

FMでは公共施設等全体に対し、「品質」、「数量」、「コスト」についての適正性と、それを支える「組織・体制」、「情報管理」について考えることとします。FMの活用により、公共施設等を利用する住民や運営する町、公共施設等の関係者の満足度がそれぞれ向上し、それがひいては、社会や地球環境向上にも寄与することとなります。

本計画策定に当たり、FMの考え方を導入して、新しいまちづくりを目標とし、健全で持続可能な地域づくりを目指していくこととします。

2. 計画の位置づけ

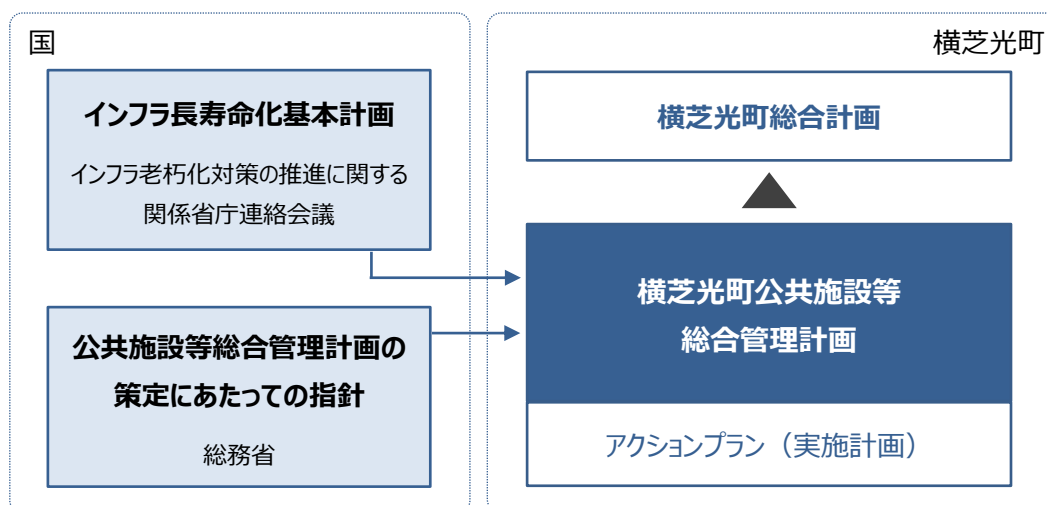


図 計画の位置づけ

3. 計画期間

本計画は、公共施設等の寿命が数十年に及び、中長期的な展望が不可欠であることから、長期的な視点に基づき検討するものです。

計画期間については、平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間とします。

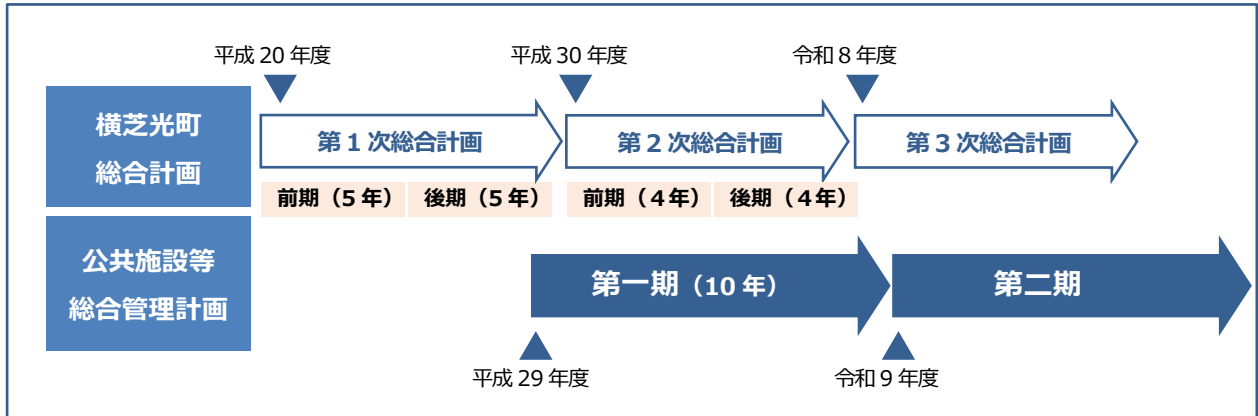


図 計画期間

4. 対象範囲

本計画は、本町が所有する公共施設等を対象とします。

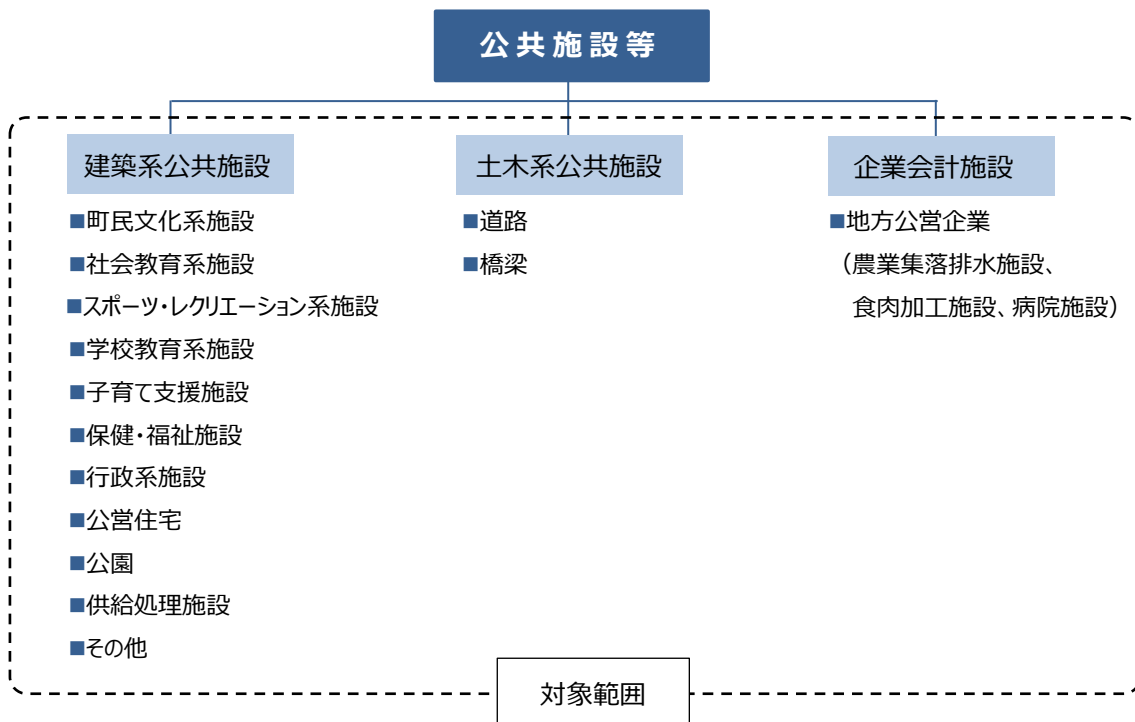


図 本町の公共施設

5. 取組体制

各課の施設を横断的に管理し、一元的な管理を行い、施設を効率的に維持管理する目的で、公共施設等マネジメント推進体制を構築します。本計画の推進に当たっては、施設総体を把握し、一元的に管理する総括組織として財政課が統括します。

この組織は、横断的な組織として各課の調整機能を発揮し、公共施設等マネジメントの推進について計画の方針の改定や目標の見直しを行っていくもので、財政課長は公共施設等全体の管理を総括する公共施設等マネジメント統括を行います。

- ①公共施設等に関して各課全てを横断する位置づけの組織とします。例えば、各課に対し、公共施設等の情報収集や調整等の権限をもちます。
- ②公共施設等に関して主要業務を一元的に遂行できる機能をもちます。
- ③公共施設等に関して町長と密接に連携を図り支援できる組織の位置づけです。
- ④公共施設等に関して財務部門と密接に連携します。

また、本体制は次の項目を実施していきます。

①住民との協働

住民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備を行います。

②職員の意識改革

職員一人ひとりが公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、意識をもって取り組み、住民サービスの向上のために創意工夫を実践していきます。

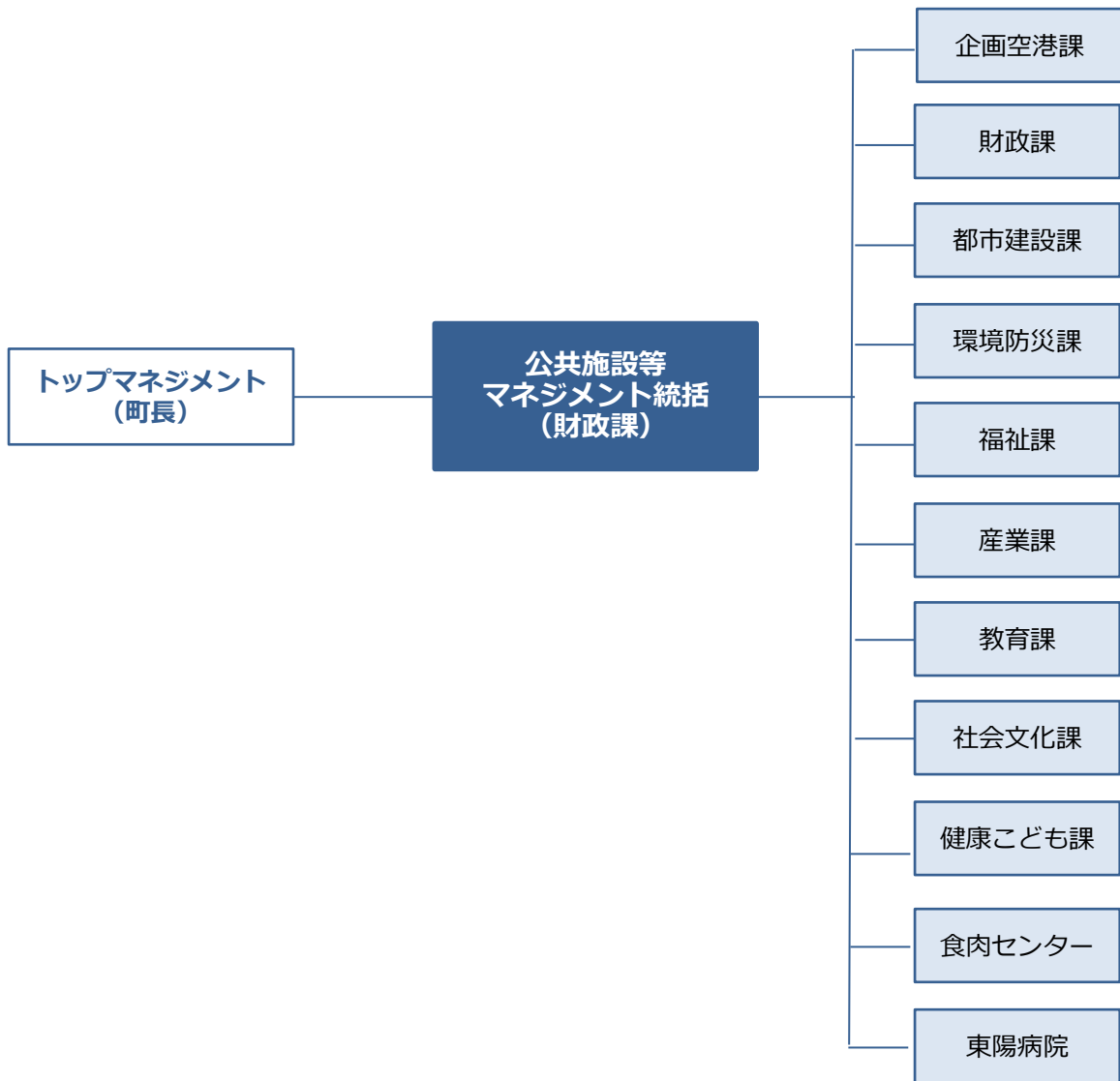


図 公共施設を管理する所管

第2章

本町の現状

-  1. 位置・面積
-  2. 人口動向
-  3. 財政状況
-  4. 対象施設
-  5. 更新費用試算
-  6. 対象施設の現状と課題

1. 位置・面積

本町は、千葉県北東部に位置しており、約 20km の距離に成田国際空港があります。北部は多古町、芝山町に、東部は匝瑳市に、西部は山武市に接し、南部に広がる九十九里浜によって太平洋に面しています。北部は緩やかな丘陵地帯で、中央部から南部にかけては平坦地が続きます。

また、九十九里平野における最大の河川である栗山川が、中央部を縦断しています。

国道 126 号、九十九里ビーチラインとも呼ばれる千葉県道 30 号飯岡一宮線、横芝下総線などが通り、JR 総武本線が中央部を横断しています。JR 横芝駅から東京まで特急で約 1 時間 20 分、千葉まで約 1 時間で行くことができます。

■位置：東経 140 度 30 分 北緯 35 度 39 分

■面積：67.01 km² / 東西約 5km 南北約 14km

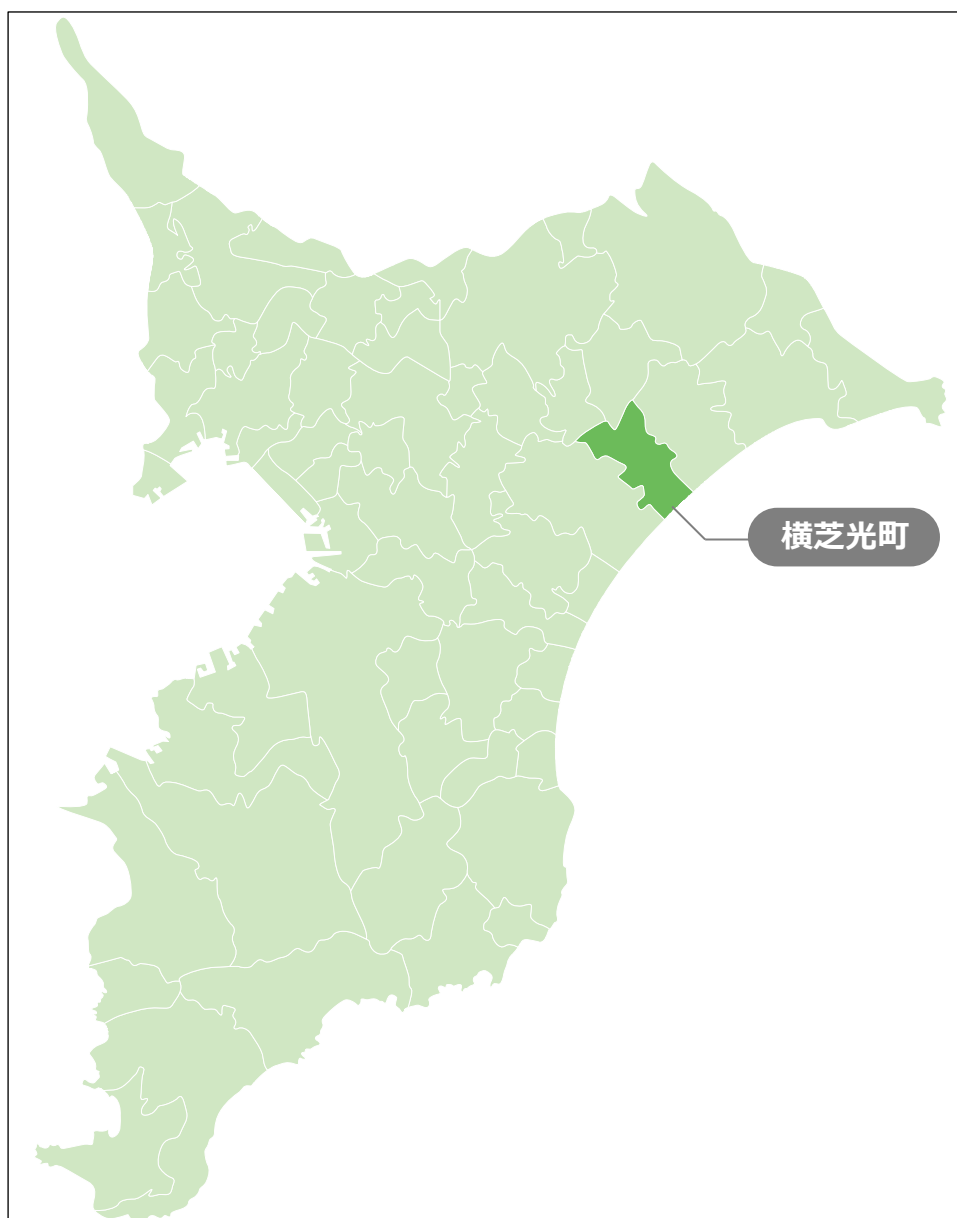


図 横芝光町位置図

2. 人口動向

本町の総人口は、1955年から1970年にかけて一時減少しましたが、1975年以降は増加に転じ、1995年には26,814人となりました。しかし、その後は再び減少に転じ、2010年には24,675人となっています。2015年以降の国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による人口推計によると、今後も減少傾向は続き、2025年には約2万人、2040年には約1万5千人になるものと推計されています。

年齢3区分別人口で見ると、年少人口（0～14歳）は1980年以降減少傾向が続いており、1995年には老年人口（65歳以上）を下回っています。生産年齢人口（15～64歳）は1995年までは増加傾向となっていました、それ以降は減少に転じており、2030年には1万人を下回るものと推計されています。

老年人口は1955年以降増加傾向が続いていますが、2020年に約8千人となった以降は減少に転じると推計されています。

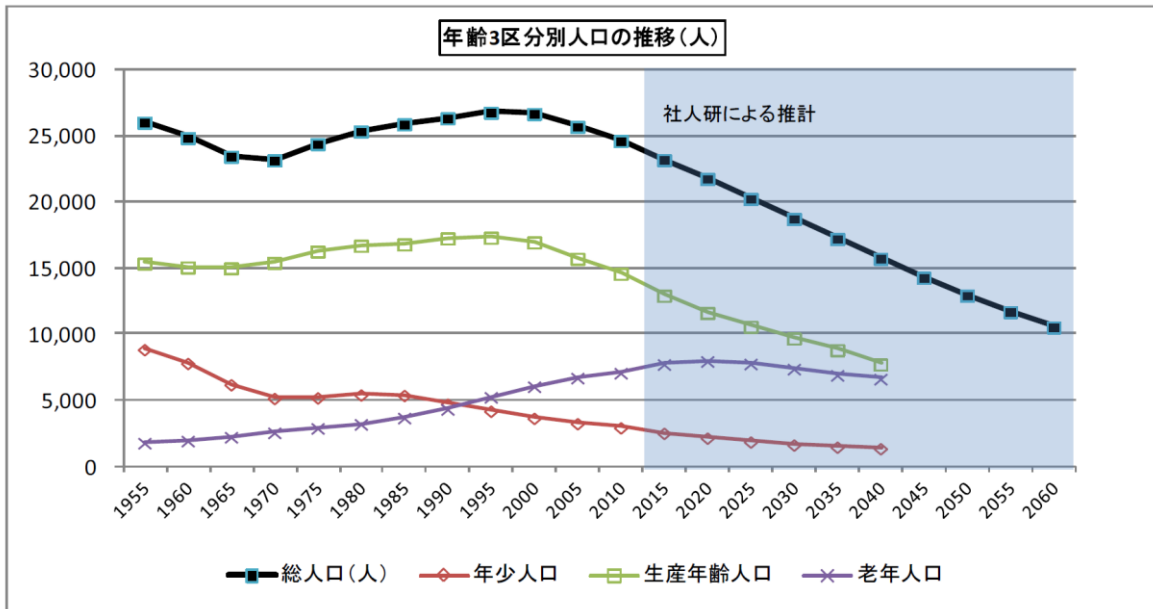


図 年齢3区分別人口の推移

横芝光町人口ビジョン

3. 財政状況

(1) 歳入

本町の歳入総額は、年度によって増減があるものの、約100億円で推移しています。

2015年度の歳入総額は11,743,357千円となっており、前年度に比べ788,302千円の増加となっています。

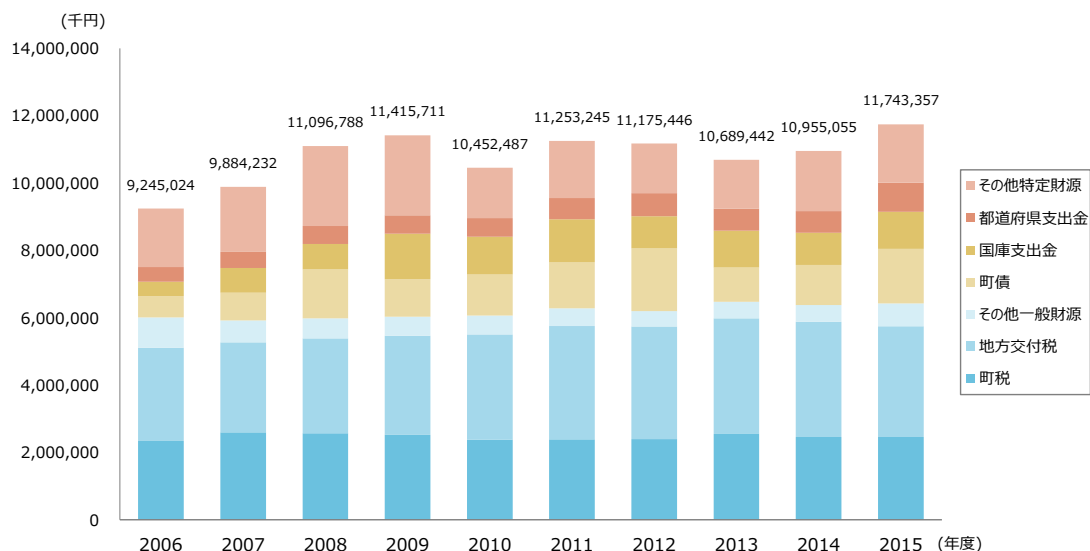


図 歳入の推移

(2) 歳出

本町の歳出総額は、年度によって増減があるものの、100億円前後で推移しています。

2015年度の歳出総額11,273,174千円のうち、人件費・扶助費・公債費からなる義務的経費が約37%を占めています。

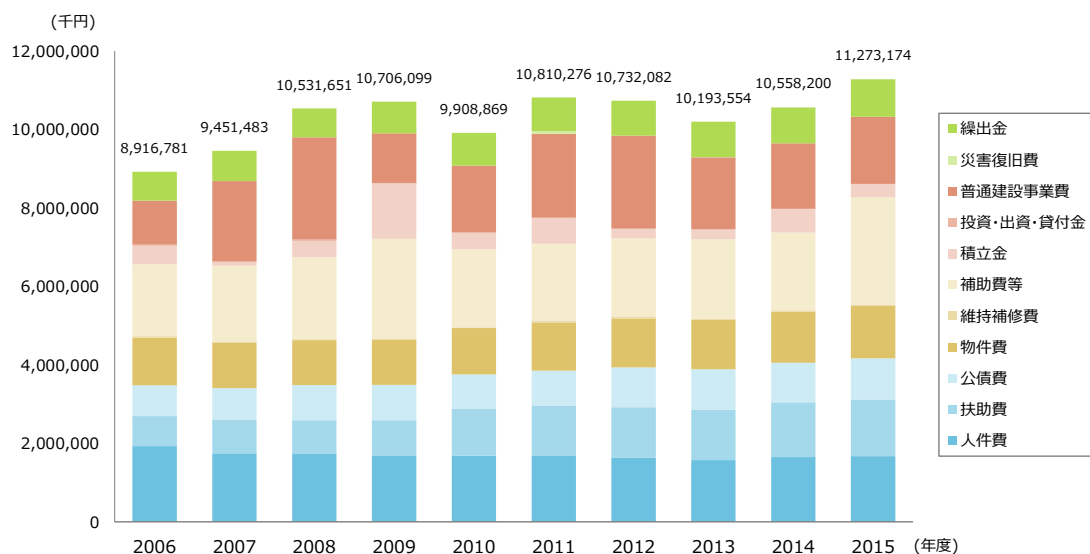


図 歳出の推移

4. 対象施設

(1) 対象施設

原則、本町の所有する全ての施設を対象とします。

ただし、面積 50 m²以下の建物、維持管理費コストがほとんど掛からない車庫、物置、公衆便所等については除外しています。

(2) 施設の分類

本町の所有する主な建築系公共施設と企業会計施設を下表に分類しました。

表 対象施設の分類表（建築系公共施設）

大分類	中分類	小分類
町民文化系施設	集会施設	曾根合集会所 寺方集会所 坂田集会所 於幾集会所 取立集会所 角田集会所 谷台集会所 小堤集会所 町原集会所 桜前集会所 本町集会所 両国新田集会所 古川集会所 鳥喰上・新田集会所 南部 1 集会所 鳥喰中央集会所 南部 2 集会所 北清水集会所 関場集会所 西集会所 三軒家集会所 南集会所 宮前集会所 屋形荒場集会所 三本松集会所 南川岸集会所 立会集会所 新島集会所 三島集会所 本町松本集会所 桜台集会所 中台共同利用施設 遠山共同利用施設 姥山共同利用施設 鳥喰下共同利用施設

		栗山共同利用施設 烏喰沼共同利用施設 東町共同利用施設 長倉共同利用施設 牛熊共同利用施設 木戸台共同利用施設 上町共同利用施設 栗山中央共同利用施設 横芝中央公民館
	文化施設	町民会館 文化会館 上堺会館 大総会館
社会教育系施設	図書館	横芝光町立図書館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	横芝B & G海洋センター 体育館 横芝B & G海洋センター プール 横芝B & G海洋センター プール更衣室棟 町体育館 中台トレーニングセンター 光B & G海洋センター
学校教育系施設	学校	大総小学校管理教室棟 大総小学校特別教室棟 大総小学校屋内運動場 大総小学校機械室 横芝小学校 A 棟 横芝小学校 B 棟 横芝小学校 C 棟 横芝小学校 D 棟 横芝小学校 E 棟 横芝小学校屋内運動場 横芝小学校渡り廊下 横芝小学校機械室（空調機） 上堺小学校管理教室棟 上堺小学校教室棟 上堺小学校機械室（空調機） 上堺小学校特別教室棟 上堺小学校屋内運動場 上堺小学校倉庫（屋外体育用具） 日吉小学校管理教室棟 日吉小学校屋内運動場 南条小学校管理教室棟 南条小学校屋内運動場 東陽小学校管理教室棟 東陽小学校更衣室棟 東陽小学校音楽室 東陽小学校屋内運動場 東陽小学校南側倉庫（屋外体育用具） 東陽小学校屋外トイレ南側倉庫 白浜小学校管理教室棟 白浜小学校屋内運動場及び特別教室棟 横芝中学校 A 棟

		横芝中学校 B 棟 横芝中学校 C 棟 横芝中学校陸上競技場側倉庫 横芝中学校野球場外野フェンス沿い部室 光中学校校舎棟 光中学校講堂棟 光中学校連絡通路 光中学校部室 光中学校陸上競技場側倉庫 光中学校陸上競技場側部室
	その他教育施設	(旧) 光学校給食センター 横芝光町学校給食センター
子育て支援施設	幼保・こども園	(旧) 横芝第二保育所 上堺保育所 横芝保育所 横芝保育所園舎 横芝保育所車庫 大総保育所 大総保育所園舎
	幼児・児童施設	横芝小学校児童クラブ 上堺小学校児童クラブ ひかり児童クラブ 白浜小学校児童クラブ 横芝小学校第 2 児童クラブ
保健・福祉施設	高齢福祉施設	老人憩の家「光風館」
	障害福祉施設	地域活動支援センター「たんぼぼ」
	保健施設	健康づくりセンター「プラム」 健康づくりセンター「プラム」車庫
行政系施設	庁舎等	横芝光町役場庁舎（西庁舎） 横芝光町役場庁舎（東庁舎） 横芝光町役場庁舎車庫 横芝光町役場西側車庫 横芝光町役場分室
	その他行政系施設	旧横芝行政センター旧庁舎 旧横芝行政センター車庫・書庫 旧横芝行政センター車庫 北清水排水機場 木戸排水機場 屋形排水機場
公営住宅	公営住宅	栗山団地 小田部団地
公園	公園	ふれあい坂田池公園(管理センター) ふれあい坂田池公園(野球場メインスタンド) ふれあい坂田池公園(陸上競技場メインスタンド) ふれあい坂田池公園(陸上競技場倉庫及び更衣室) 横芝 B & G 海洋センター 艇庫 光スポーツ公園(管理棟) 光スポーツ公園(歩道橋) 光文化の森公園(芝生広場屋外ステージ)
供給処理施設	供給処理施設	横芝工業団地汚水処理場
その他	その他	元農村協同館

表 対象施設の分類表（企業会計施設）

大分類	中分類	小分類
地方公営企業	農業集落排水施設	木戸台クリーンセンター
	食肉加工施設	食肉センター（と畜・解体室・内臓処理室・冷蔵庫・係留所棟） 食肉センター（大動物係留所） 食肉センター（浄化槽機械室） 食肉センター（食堂・休憩室棟） 食肉センター（倉庫） 食肉センター（事務室棟） 食肉センター（枝肉処理室）
	病院施設	東陽病院（本館） 東陽病院（エネルギー棟） 東陽病院（医師住宅単身用） 東陽病院（医師住宅世帯用） 東陽病院（看護宿舎） 東陽病院（託児所）

(3) 施設の現状

建築系公共施設の延床面積は学校教育系施設が 56.1%、町民文化系施設が 12.7%、行政系施設が 7.8%の順に多くなっています。

表 施設分類ごとの施設数と延床面積

大分類	施設数	延床面積 (㎡)
町民文化系施設	48	11,153
社会教育系施設	1	3,030
スポーツ・レクリエーション系施設	6	5,643
学校教育系施設	51	49,216
子育て支援施設	12	4,053
保健・福祉施設	4	2,418
行政系施設	11	6,804
公営住宅	7	3,058
公園	8	1,943
供給処理施設	1	86
その他	1	308

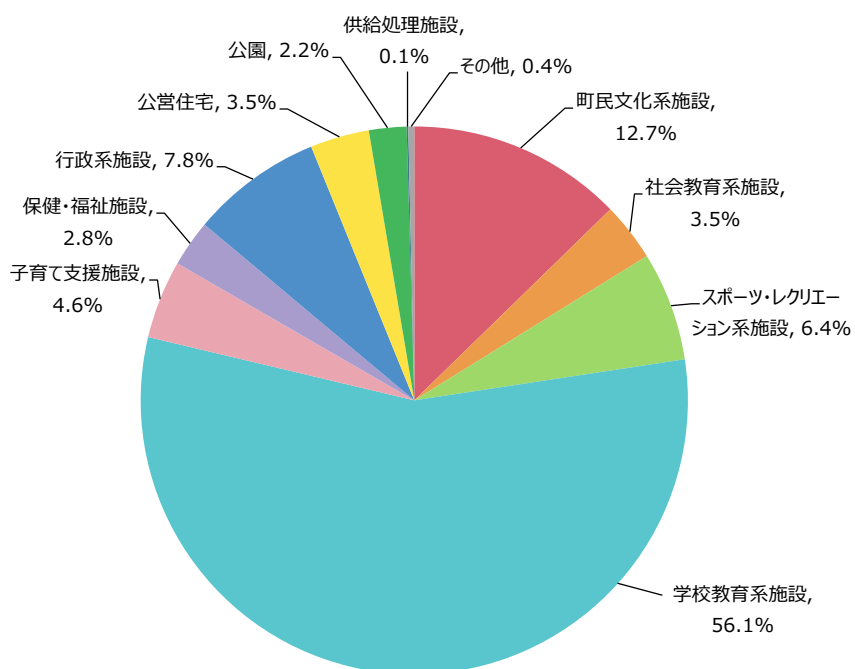


図 施設分類ごとの延床面積比

表 土木系公共施設資産総括表

施設分類		施設数 (本)	延長等 (m)
道路	一般道路	-	実延長 764,614
	一定要件農道	2	実延長 8,261
	自転車歩行者道	-	実延長 49,592
橋梁		228	実延長 1,785

5. 更新費用試算

(1) 試算条件

①基本的な考え方

- 更新年数経過後に現在と同じ延床面積等で更新すると仮定し、延床面積等の数量に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算します。
- インフラ（道路・橋梁）等は、整備済み面積や整備延長等に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算します。

②耐用年数・更新の考え方

【建築系施設】

- 標準的な耐用年数（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」）とされる 60 年を採用することとします。
- 建設後 30 年で建築物の大規模改修を行うものとします。
- 建設時からの経過年数が 31 年以上 50 年未満の建築物については、今後 10 年間で均等に大規模改修を行うものと仮定します。
- 建設時より 50 年以上経ているものについては、建て替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに 60 年を経た年度に建て替えると仮定します。

【インフラ資産】

- 道路：舗装の耐用年数 10 年と舗装の一般的な供用寿命の 12～20 年を踏まえ 15 年とし、全整備面積を 15 年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定します。
- 橋梁：整備した年度から法定耐用年数の 60 年を経た年度に更新すると仮定します。

③更新単価の考え方

- 公共施設については、既に更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価等を基に用途別に設定された単価を使用します。なお、更新単価において地域差は考慮しないこととします。
- 大規模改修の単価は、建て替えの約 6 割で想定します。
- インフラ資産については、関連調査及び統計等を基に整備済み面積や整備延長に対しそれぞれ設定された更新単価を使用します。

表 公共施設用途別単価

施設分類	大規模改修	建て替え
町民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
社会教育系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
公園	17 万円/㎡	33 万円/㎡
供給処理施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡

表 インフラ資産更新単価

施設分類	細目	更新
道路	一般道路	4,700 円/㎡
	歩道・自転車歩行者道	2,700 円/㎡
橋梁		448 千円/㎡

(※総務省公共施設等更新費用試算ソフトの用途別単価を応用しています)

(2) 試算結果

全ての公共施設等の更新費用を試算した結果、今後40年間で365.6億円（年平均9.1億円）掛かることがわかりました。直近5年間の公共施設に掛かった投資的経費は平均6.92億円ですので、今後約2.18億円（年平均）の増額が見込まれます。

また、土木系公共施設を合わせると、今後40年間で809.7億円（年平均20.2億円）掛かることがわかりました。

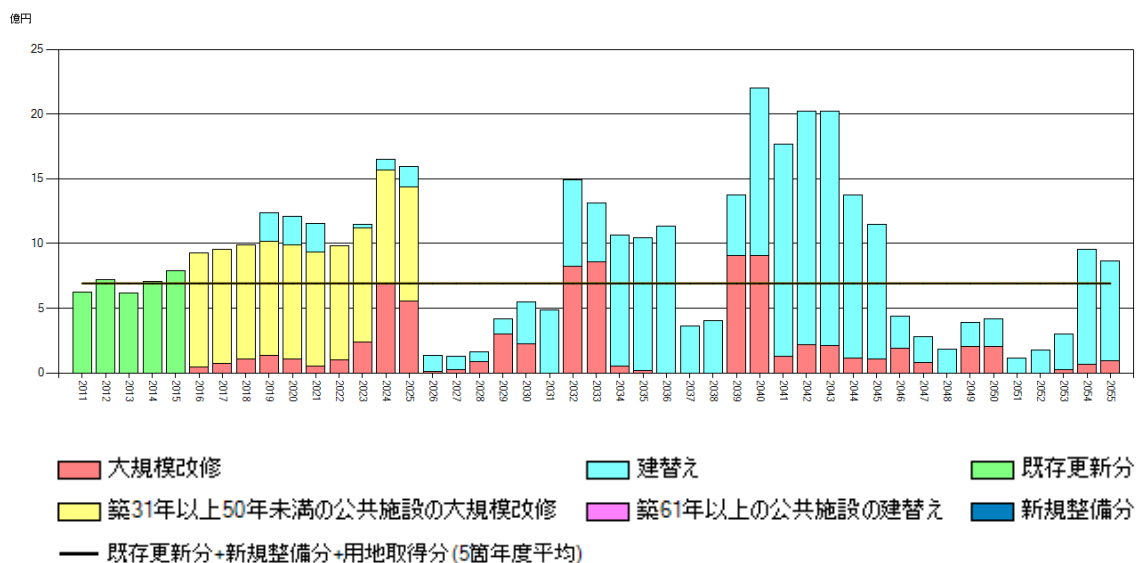


図 更新費用試算結果（公共施設）

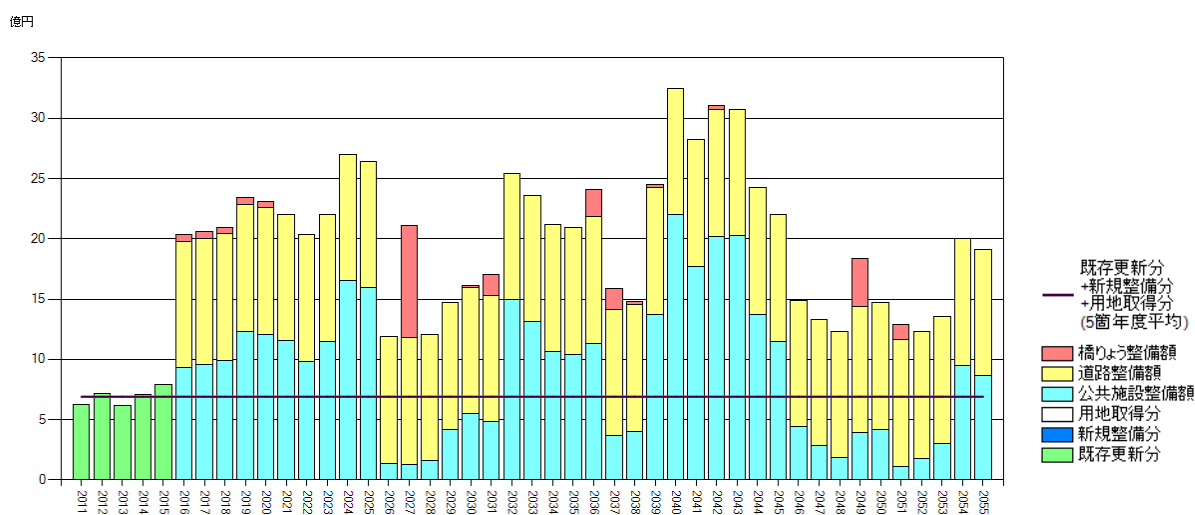


図 更新費用試算結果（公共施設及び土木系公共施設）

6. 対象施設の現状と課題

(1) 公共建築物の現状と課題

対象施設について、建築年別に施設分類ごとの延床面積をグラフに示しています。

公共施設等（道路、橋梁等のインフラを除く）全体としては、総延床面積は 87,711 m²、町民一人当たり 3.7 m² となっています（平成 27 年国勢調査人口 23,762 人で試算）。

施設分類ごとの延床面積比では、学校教育系施設が 56.1% で最も多くなっています。

年ごとの公共施設の延床面積推移から、本町の公共施設の多くは 1970 年代後半から 1980 年代にかけて建設されており、40 年経過すると老朽化が進むため、「品質の適正性」の観点から大規模な改修や更新の時期が 2010 年代後半から 2020 年代までの間に訪れることが見込まれます。

建築年からみて特に老朽化している公共施設等は、学校教育系施設、町民文化系施設、公営住宅等です。

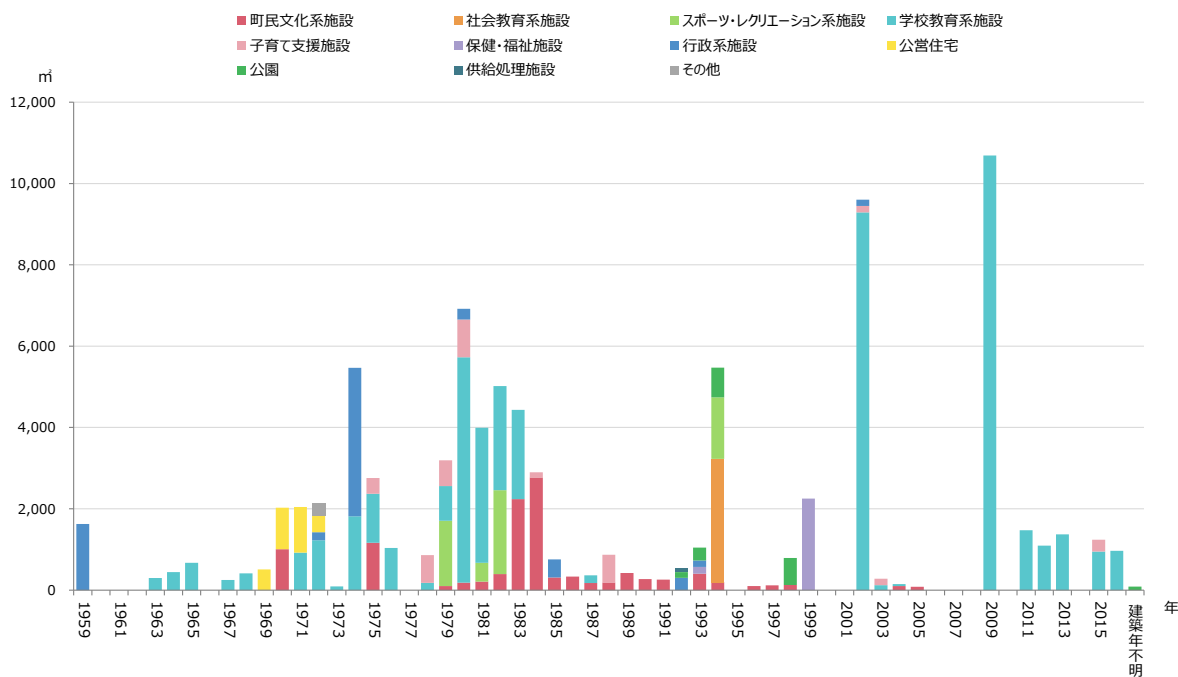


図 築年別整備状況

(2) インフラ資産の現状と課題

インフラ資産の全体は、土木系として道路及び橋梁、企業会計施設として集落排水施設、病院、と畜場として分類されます。

道路は 15 年程度、橋梁は建設後 60 年が耐用年数といわれており、2027 年には橋梁の大規模更新の時期を迎えることになります。

維持管理における安全性の確認及び品質の適正性の確保が課題となるため、実態（施設数、経年数、老朽化度等）を把握し、予防保全の観点から経験と知見を共有し、マニュアル等の整備を行うことが求められます。

(3) 建物の更新費用予測から試算した課題

本町においては、1970 年代以降に建設された各施設の建て替え時期を本計画対象期間中に迎えます。

現在、公共施設に掛かる投資的経費は年平均 6.92 億円ですが、今後 40 年間では 1.3 倍の 9.1 億円掛かる試算となっています。

今後、投資的経費の内訳の見直しを行うとともに、建物の長寿命化を進めるほか、住民の理解を得ながら施設の統廃合について計画的に実施することで更新費用の縮減を図ります。

第3章

公共施設等総合管理計画の基本方針

- ▶ 1. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方
- ▶ 2. 実施方針
- ▶ 3. 推進体制

1. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本町の公共施設における現状と課題から、将来、施設の長寿命化を目指した改修・更新に掛かるコスト試算の結果を踏まえ、基本となる全体目標を設定します。公共施設を建築系公共施設とインフラ系公共施設（土木系施設、企業会計施設）に大別した上で検討を行い、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用の削減を図ります。

①新規整備について

町の総合計画を踏まえた上で、住民ニーズと施設の機能重複等を勘案し、新規の公共施設整備に当たっては慎重に整備を検討します。

②施設の更新(建て替え)について

公共施設の更新・改修の実施については、「複合化・集約化」により行うことを基本とします。

現状及び将来の利用動向を考慮した上で、保有すべき施設については予防保全型管理の考えのもと、長寿命化を図りながら施設を維持し、最小限の建て替えを目指します。

また、施設の利用状況や行政サービスの必需性等を検討し、施設廃止に伴う住民生活への影響が少ない施設は、近隣市町に設置されている類似施設の広域利用を進めます。

③施設総量(総延床面積)について

老朽化、住民利用度を検証しながら施設総量の適正化を目指し、本計画対象期間中において総延床面積10%の削減を目指します。

また、用途廃止施設など遊休・余剰財産の有効利用を図るため、再利用が可能な施設は、民間への売買・賃貸・無償譲渡等の処分を促進します。

④施設コストの維持管理、運営コストについて

住民サービス水準の維持・向上を図りながら、管理運営に掛かる維持管理費や運営コストの低減を前提にした施設運営を目指します。

2. 実施方針

(1) 点検・診断等の実施方針

①点検・保守

建物は、数多くの部品・部材や設備機器など様々な素材が組み合わされて構成され、それぞれの目的と機能をもっています。それらの部材、設備機器は、使い方や環境及び経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させていきます。

日常管理では、建物を維持管理するための日常の点検・保守によって、建物の劣化及び機能低下を防ぎ、建物をいつまでも美しく使っていくための総合的な管理運営や実際の点検・保守・整備などの業務を行います。

表 建築・設備の日常点検項目

建 物		
構造別	小項目	点検方法等
構造体の安全について	各種荷重に対するチェック	①固定荷重 ②積載荷重 ③積雪荷重 ④風圧力 ⑤地震力 ⑥その他荷重（土圧、水圧、移動荷重、建築設備荷重、作業荷重等）
屋根・屋上について	①防水に対するチェック ②パラペット ③ルーフトレン・とい ④屋上柵・タラップ ⑤丸環 ⑥金属板葺き屋根 ⑦石綿スレート葺き屋根	①防水保護塗膜の点検 ②定期的清掃点検 ③定期的清掃点検 ④定期的手入れと点検 ⑤定期的手入れと点検 ⑥早めの点検補修 ⑦暴風雨前後の点検手入れ
外装仕上げについて	①吹付け塗装 ②タイル張り ③石・擬石・テラゾ ④非鉄金属仕上げ ⑤鉄部の塗装 ⑥シーリング材 ⑦ガラス	①定期的な吹付けなおし ②定期的点検 ③定期的点検 ④定期的清掃と塗り替え ⑤定期的清掃と塗り替え ⑥定期的手入れ ⑦破損点検
建具について	①アルミ製建具 ②鋼製建具 ③シャッター・防火扉 ④建具金物	①定期的点検、パッキン材取替え ②定期的清掃点検 ③定期的な点検整備 ④締めつけ調整
内部仕上げについて	①石・擬石・テラゾ ②陶磁器質タイル ③モルタル・コンクリート ④弾性床材 ⑤板張り・フローリング・ブロック ⑥カーペット類 ⑦塗装 ⑧壁紙・布張り木材生地	①～⑧省略
厨房・浴室・便所など 水を使用する場所について	①厨房 ②浴室 ③便所	①定期的清掃、グリストラップの内部点検 ②使用後の清掃、換気 ③拭き取り清掃
外構・その他について	①境界標石 ②排水溝・会所	①隣接地工事の際注意 ②点検清掃

設 備		
設備別	小項目	点検方法等
電気設備について	①電気主任技術者の選任 ②電気設備の法定	①建物の電気設備の契約電力が 50KW 以上の場合には電気主任技術者の選任が必要。 ②非常照明設備・自動火災報知設備などは「建築基準法」「消防法」に基づく有資格者による定期点検・検査報告などが義務付けられている。
給排水衛生設備について	①消火設備 ②給排水衛生	①消火栓・スプリンクラー設備については「建築基準法」「消防法」に基づき有資格者による定期的な点検、検査報告などが義務付けられている。 ②運転維持管理について有資格者の選任や検査・点検事項・時期などについて法令で規制されることがある。
冷暖房換気設備について	冷暖房換気設備の維持管理	①ボイラー・冷凍機など法的運転資格者の選任、法的定期検査を受ける。 ②ビル管理法上の対象建物は法に定められた運転資格者の選任が必要。 ③法に基づく換気設備・排煙設備は有資格者による定期点検検査・報告が義務付けられている。 ④冷暖房換気設備を構成する機器は回転振動などによる摩耗、劣化などがおきるので定期点検整備が必要。
昇降機設備について	エレベーター・エスカレーターなど	①「建築基準法」により定期検査報告が義務付けられている。 ②昇降機設備は複雑な制御機構をもった精度の高い機器設備なので、維持管理は専門技術者に行わせる。
ガス設備について		ガス漏れ検知装置、その他安全装置については定期的に専門業者の点検を受ける。
汚水浄化槽設備について	日常点検・保守	①消毒液を常にタンクに確保しておく。 ②駆動装置およびポンプ設備は、常時作動させておく。

(「建築・設備の日常点検項目」建築リニューアル支援協会 (ARCA) より引用)

②施設の診断

■診断の実施方針

現況把握のための施設診断では、施設の安全性、耐久性、不具合性及び適法性が最低限必要な診断項目となります。

- 表「公共施設診断の対象となる評価項目」を参考とし、本町で必要とする品質・性能が把握できる評価項目について、簡易な診断に努めます。
- 耐震診断、劣化診断など既往の診断があるものはそのデータを利用します。
- 診断は、経年的な施設の状況を把握するため、定期的に行うことが望ましく、その記録を集積・蓄積して計画的な保全に活用します。

■施設の長寿命化と施設診断

施設の長寿命化を図るには、上記の診断項目（施設の安全性、耐久性、不具合性及び適法性）に加えて、快適性、環境負荷性、社会性など種々の性能が要求されます。

- 表「公共施設診断の対象となる評価項目」より、本町に必要な評価項目を選択し、評価方式を構築します。
- 公共施設の主要な全施設について、施設ごとに課題と優先度を判断します。

表 公共施設診断の対象となる評価項目（FM評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版)より構成）

記号	評価項目	評価内容
a.	安全性	・敷地安全性（耐災害）、建物耐震・耐風・耐雪・耐雨・耐落雷安全性、防火安全性、事故防止性、防犯性、空気質・水質安全性
b.	耐久性	・建物部位（構造・外装など）の耐久性・劣化状況
c.	不具合性	・施設各部位（構造・仕上げ・付帯設備・建築設備）の不具合性
d.	快適性	・施設快適性（室内環境・設備）、立地利便性
e.	環境負荷性	・施設の環境負荷性（省エネ、有害物質除去など）
f.	社会性	・地域のまちづくりとの調和、ユニバーサルデザイン（バリアフリー化）
g.	耐用性	・経過年数と耐用年数、変化に対する追従性、計画的な保全・大規模改修
h.	保全性	・維持容易性、運営容易性、定期検査の履行
i.	適法性	・建築法規、消防法、条例
j.	情報管理の妥当性	・情報収集、情報管理、情報利活用
k.	体制・組織の妥当性	・統括管理体制、管理体制、トップマネジメントへの直属性
l.	顧客満足度	・顧客満足度、職員満足度
m.	施設充足率	・地域別施設数量の適正性、用途別施設数量適正性、余剰スペース
n.	供給水準の適正性	・供給数量適正性（敷地面積、建物面積など）
o.	施設利用度	・施設利用率、空室率
p.	点検・保守・改修コストの適正性	・点検・保守費、清掃費、警備費、改修費・大規模改修費、更新費
q.	運用コストの適正性・平準化	・運用費、水道光熱費
r.	ライフサイクルコストの適正性	・ライフサイクルコスト

（2）維持管理・修繕・更新等の実施方針

①維持管理・修繕の実施方針

建物を使用するに当たり設備機器の管理や清掃が必要となってきます。その中でも機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整が欠かせません。修繕や小規模改修に対しては、速やかな対応ができる体制を構築します。

- ・建物の環境を常に衛生的な状態に維持し、快適性を高めます。
- ・廃棄物処理については、事業系の一般廃棄物について軽減策を立案し実践します。
- ・維持管理及び修繕等を把握し、計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減します。

②更新・改修の実施方針

計画的な保全では、不具合が発生した際にその都度対応する事後保全ではなく、実行計画を策定し実施していくことが重要です。施設の経年変化には、法規の改正による既存不適格の発生も含まれるので、適法性の管理が必要となります。

表 適法性の主な管理項目

適 法 性 管 理	関連法規 適法性	建物に関する法令	建築基準法、耐震改修促進法、品確法、学校保健安全法、医療法、児童福祉法、駐車場法、文化財保護法、建築物管理法、労働安全衛生法
		消防に関する法令	消防法
		条例に関する法令	条例
		環境に関する法令	廃棄物処理法、グリーン購入法、省エネルギー法、公害防止法
		不動産に関する法令	不動産登記法、宅地建物取引業法、借地借家法
	定期検査の 履行	建物定期検査	消防用設備等点検、昇降機定期検査、水質・水道施設の検査、空気質検査、特殊建築物の定期検査
		建築設備定期検査	建築設備の定期検査、ガス消費機器の調査、電気工作物の調査、自家用電気工作物の点検

建物を更新することなく長期にわたって有効に活用するためには、建物の基本性能を、利用目的に合致した最適な状態に維持あるいは向上することが必要となります。そのため、インフィル（建物の間取りや内装、設備等）を適切なタイミングで簡易に診断し、計画的に保全していくことが不可欠となります。本計画の中の具体的な計画となる長期修繕計画の策定を進めながら、定期的な見直しを行う中期修繕・改修計画の展開が重要となります。

また、公共施設が更新される理由には、施設の耐久性、不具合性、施設の規模(広さ・高さ)、使いやすさ及び陳腐化のほかに、施設に求められる様々な性能面や法規対応において要求水準を満たすことができない場合もあるので、更新の際には種々の診断を行ってその理由を明確にする必要があります。

更新する場合は、まちづくりとの整合性を保ち、公共施設のコンパクト化や効率化の観点からも土地や建物について単独更新以外の統合や複合化についての検討を行います。したがって更新・改修の方針については、統合や廃止の推進方針との整合性も図る必要があります。

(3) 安全確保の実施方針

公共施設における安全確保は、利用者の安全の確保と資産や情報の保全を目的とした要件です。また、万一の事故・事件・災害に遭遇したときに、損害を最小限にとどめ、俊敏に復旧体制を整えるために平時から備えることは、施設管理者にとって最も重要なことです。

下表は施設の安全性及び耐用性の観点から、それに係る安全確保の項目を抽出したものです。高い危険性が認められる項目としては、敷地安全性、建物安全性、火災安全性、生活環境安全性等が挙げられます。

表 施設の安全確保に係る項目 (FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版))

評価項目			内容	
大項目	中項目	小項目		
安全性	敷地安全性	自然災害回避性	地震災害	・液状化・活断層の有・無
			土砂災害	・警戒区域・特別警戒区域の有・無
			浸水災害	・水害危険区域・津波高潮浸水区域の有・無
		敷地安全対応策	地盤安定性	・地盤沈下・地盤崩壊・湿潤地域の有・無
			緊急自動車接近	・道路幅
			地盤調査結果	・軟弱地盤・盛土・埋立地の有・無
			危険物の種類	・消防法危険物 (1 類・2 類・3 類) の有・無
	保安距離	・危険物から 50m 以内、200m 以内		
	建物安全性	構造安全性	基礎の安全性	・基礎の安全要件の満足度
			常時床荷重	・許容積載荷重・超過
		耐震安全性	建設年	・1981 年 6 月以前
			耐震診断	・Is 値>0.6 /0.6> Is 値>0.3 /0.3> Is 値
			耐震補強	・要・不要
			耐震等級	・等級
		免震、制震	・有・無	
	耐風安全性	耐風等級	・等級	
	対水安全性	浸水対策	・浸水に対する安全要件の満足度	
	対落雷安全性	避雷針	・落雷に対する安全要件の満足度	
	火災安全性	耐火安全性	延焼防止	・外壁・屋根の防火性能
		避難安全性	避難路確保	・避難路確保
		消火安全性	消火活動・経路確保	・非常用進入口・窓先空地・防火設備・防火用水確保
	生活環境安全性	空気質安全性	空気質測定	・有・無・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況
			空気質安全性の確保	・ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン 放散速度
		水質安全性	水質検査	・有・無
			水質安全性の確保	・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度
		傷害・損傷防止性	転倒・転落防止性	・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度
			落下物防止性	・落下物防止に対する安全要件の満足度
			危険物の危険防止性	・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度
		有害物質排除性	アスベスト排除	・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況 (年代・部位)
			PCB 排除	・トランス・蛍光灯・シーリングから PCB 排除状況 (年代・部位)
フロン・ハロン対策			・冷媒・断熱材からフロン、消火剤からハロン排除状況	
CCA 対策			・木造土台の CCA の有・無	
公害防止性		日照・通風障害防止性	・日照・通風障害防止要件の満足度	
		風害防止性	・風害防止要件の満足度	
	電波障害性防止性	・電波障害性防止要件の満足度		
	騒音・振動・悪臭防止性	・音・振動・悪臭防止要件の満足度		
	障害防止性	・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度		
外構の維持保全	・外構の維持保全要件の満足度			

項目			内容	
大項目	中項目	小項目		
耐用性	耐久性	耐用年数	経過年数	・経過年数の%
			耐用年数（償却）	・法的耐用年数
		耐久性	構造材耐久性	・構造耐用年数（60年）と築年の差
			外壁・屋根耐久性	・外壁・屋根耐用年数（40年）と改修年の差
	付属設備耐久性		・設備耐用年数（20年）と改修年の差	
	不具合現況	構造不具合	基礎・躯体	・沈下、亀裂、欠損の状況
			土台	・腐れ、欠損の状況
			柱、梁、壁、床など	・亀裂、脱落、腐食、欠損、肌別れ、ゆるみの状況
		外部仕上不具合	屋根	・排水良否、雑草有無、屋上防水層ふくれの状況
			外壁	・剥落、落下、ひび割れの状況
			窓枠、サッシ、ガラス	・腐朽、ゆるみ、落下、パテ・シーリングの状況
		内部仕上不具合	天井	・たるみ、はずれ、亀裂、肌別れ、剥落、落下の有・無
			内壁	・割れ、剥がれ、変色の有・無
			床	・割れ、剥がれ、変色の有・無
		付帯設備不具合	煙突、屋外階段	・傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金物の緊結状況
			広告塔、吊り看板、他	・浮き上がり、腐食、ゆるみの状況
		建築設備不具合	電気設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
給排水衛生設備機器本体			・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況	
空調換気設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況			
搬送設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況			
その他設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況			

- ・本町では、この中から高度な危険性が認められる項目を絞り込み評価します。
- ・危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。（ただし、総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討する場合があります。）

（４）耐震化の実施方針

本町では、新耐震基準以前に建設した建築物は順次耐震診断を行っています。

耐震改修と耐震補強の状況、及び主要な建築物の耐震改修対象建築物については必要に応じ順次改修を実施していきます。

特に利用率、効用等の高い施設については、重点的に対応することとします。その際に、構造部分の耐震性のほか、非構造部分の安全性(耐震性)についても検討を行い、施設利用者の安全性の確保及び災害時を想定した十分な検討に努めます。

(5) 長寿命化の実施方針

①総合的かつ計画的な管理

診断と改善に重点をおいた総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。総合的かつ計画的な管理とは、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理を計画的にきめ細かく行い、公共施設等を健全な状態に保ち、定期的に施設診断を行い、その結果により小規模改修工事を行って不具合箇所を是正することです。

そのためには、今ある公共施設等の状態を把握するための施設診断が必要で、診断結果により所定の機能・性能を確保できるところまで改修工事を行い、さらに、計画的な保全を行っていきます。

②計画的な保全、長寿命化計画

下図は、施設のライフサイクルにおける経過年数と機能・性能の関係を示したものです。

建設から40年程度までは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、機能・性能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができます。しかし、建設後40年以上経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、機能・性能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。要求性能レベルは通常時間がたつにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。

さらに、施設の寿命を延ばすには長寿命化改修工事が必要となります。

本町の公共施設では、建て替え周期は大規模改修工事を経て60年とし、その時点で診断を行い、結果、使用が可能であれば長寿命化改修工事を行って、80年まで長期使用しコストを削減することも検討します。

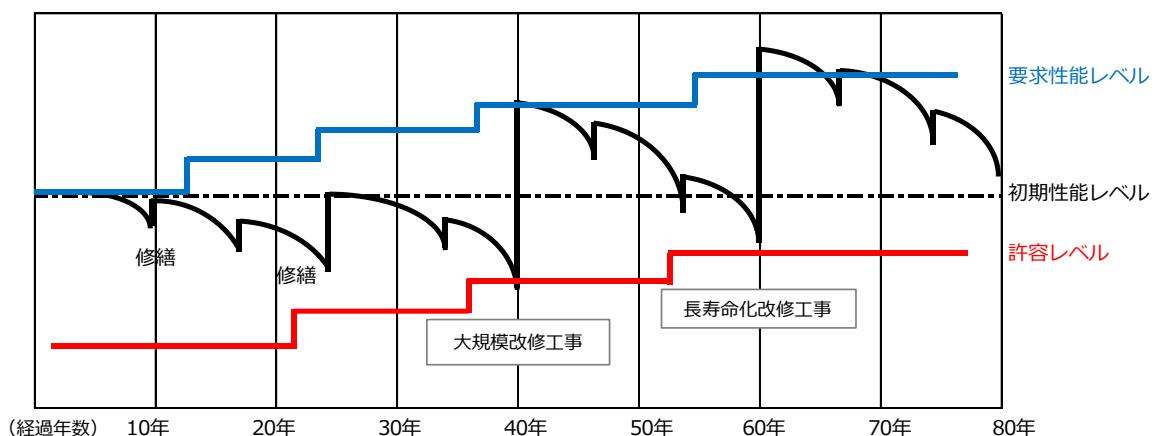


図 長寿命化における経過年数と機能・性能の関係（鉄筋コンクリートの場合）

(6) 統合や廃止の実施方針

① 公共施設等のコンパクト化に向けた基礎資料の構築

危険性の高い施設や老朽化等により供用廃止（用途廃止、施設廃止）を必要とする施設を見いだします。

公共施設等のコンパクト化は、以下の7つの評価項目において診断します。

- 施設の安全性
- 機能性
- 耐久性
- 施設効率性
- 地域における施設の充足率
- 施設利用率
- 費用対効果

上記の品質・性能によって施設を診断し、継続使用、改善使用、用途廃止、施設廃止の4つの段階に評価します。診断結果は、施設の統廃合及び供用廃止の判断材料とします。

下表に、診断結果による取組の方向性の例を示します。

表 診断結果と取組の方向性

診断結果	取組の方向性	
	施設面	ソフト面（検討項目）
継続使用	・長期修繕計画の策定	・効果的かつ効率的な運用を検討
	・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施	・それに伴う改善策を検討
改善使用	<ul style="list-style-type: none"> ・長期修繕計画の策定 ・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施 ・建て替え更新時の規模縮小の検討 ・多用途との複合化など、施設の有効活用の検討 ・PPP/PFIの活用等による用途変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者増加など、利用状況改善に向けた改革等を検討 ・利用者ニーズを踏まえ、提供するサービスの充実や取捨選択を検討 ・運用の合理化を検討
用途廃止	・空いた施設の利活用(多用途への変更、民間への貸与等)の検討	・用途廃止に代わり、類似民間施設への移転(サービス転化)等を検討
施設廃止	・施設廃止後は、建物解体	<ul style="list-style-type: none"> ・類似施設への統合を検討 ・他施設との複合化を検討
	・施設廃止に伴う跡地は原則売却	・用途廃止に代わり、類似民間施設への移転(サービス転化)等を検討

②住民サービスの水準を確保しつつ、公共施設等統合や廃止の推進に向けた施策

公共施設等統合や廃止には、住民サービスの水準低下が伴います。それを最小限にするために、下表のような種々の公共施設のコンパクト化に向けた施策について、住民合意の可能性を図りながら検討する必要があります。

表 公共施設のコンパクト化の施策

段階	住民サービス水準の変化	行政サービス・施設サービスの考え方	公共施設のコンパクト化の施策
I	・住民の痛みを求めない初動的取組	・住民サービスの現状の水準を維持	・公共施設等の運営の効率化 ・公共施設等の賃貸
II	・一定の住民負担を前提とした住民サービスの質の低下を招かない取組	・行政サービス、施設サービスの質の改善を目指した取組 ・第1段階のコンパクト化	・公共施設等の合築 ・公共施設等の統合
III	・財政収支見通しに基づいた住民の痛みを伴う取組	・行政サービス、施設サービスの見直しにより住民サービスが低下することも想定 ・第2段階のコンパクト化 ※住民の理解と合意形成が必要	・公共施設等の使用制限・使用料金徴収（受益者負担） ・公共施設等の減築 ・公共施設等の廃止
IV	・公共団体が果たすべき公共施設管理の役割を明確化する取組	・民間主体による公共施設管理 ・第3段階のコンパクト化	・公共施設等維持管理の民営化

(7) ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、公共施設等の改修、更新等を行う際には、社会情勢や住民ニーズの変化を踏まえた上で、誰もが安全で快適に施設を利用できるよう、ユニバーサルデザイン化を推進します。

3. 推進体制

(1) ファシリティマネジメント（FM）業務サイクルによるフォローアップ

下図に示す業務サイクルでは、「町の方針／ビジョン」に基づき、本計画を策定します。公共施設等に対し日常の運営や維持業務を行う「運営・維持」を実施します。「プロジェクトマネジメント」を実施した公共施設等に対しても、その後は日常の運営や維持業務を行う「運営・維持」の実施を行います。「運営・維持」の対象である公共施設等に対し、数量（供給）、品質、コスト（財務）の面から「評価」を実施します。これらの業務を遂行する核として「統括管理」を推進します。

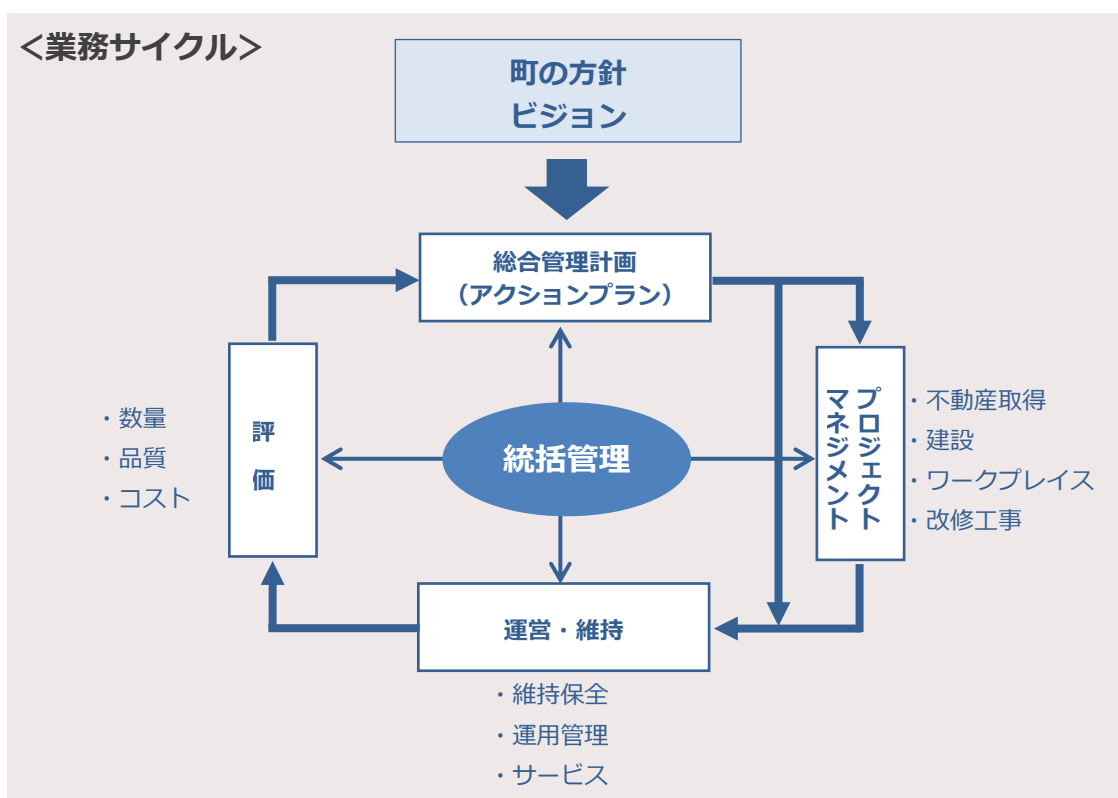


図 業務サイクル

出典：総解説ファシリティマネジメントより構成

(2) 情報共有

持続可能で健全な施設の維持管理の検討を行うに当たり、住民と行政が、町施設に関する情報と問題意識を共有することが重要です。

公共施設を利用し支えている多くの住民と行政が問題意識を共有し、将来のあるべき姿について幅広い議論を進めるために、施設に関する情報や評価結果を積極的に開示します。

また、住民からの様々な意見を収集・整理して公共施設等マネジメントに生かす仕組みについても検討することとします。

第4章

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

- ▶ 1. 建築系公共施設の管理に関する基本的な方針
- ▶ 2. 土木系公共施設の管理に関する基本的な方針
- ▶ 3. 企業会計施設の管理に関する基本的な方針

1. 建築系公共施設の管理に関する基本的な方針

(1) 町民文化系施設

①施設一覧表

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建築年	経過 年数	構造	所管課	所在地域
1	曾根合集会所	89	H1	27	W	企画空港課	横芝光町曾根合 60
2	寺方集会所	101	H5	23	W	企画空港課	横芝光町寺方 114-1
3	坂田集会所	116	H6	22	W	企画空港課	横芝光町坂田 64-7
4	於幾集会所	97	S61	30	W	企画空港課	横芝光町於幾 716
5	取立集会所	83	H6	22	W	企画空港課	横芝光町取立 109
6	角田集会所	78	H3	25	W	企画空港課	横芝光町中台 411-4
7	谷台集会所	85	S57	34	W	企画空港課	横芝光町谷台 209
8	小堤集会所	91	S62	29	W	企画空港課	横芝光町小堤 300-1
9	町原集会所	83	S60	31	W	企画空港課	横芝光町木戸台 1916-1
10	桜前集会所	73	S58	33	W	企画空港課	横芝光町遠山 428-14
11	本町集会所	137	H5	23	W	企画空港課	横芝光町横芝 722
12	両国新田集会所	82	S63	28	W	企画空港課	横芝光町両国新田 11-2
13	古川集会所	119	S59	32	W	企画空港課	横芝光町古川 205-2
14	鳥喰上・新田集会所	100	S57	34	W	企画空港課	横芝光町鳥喰新田 554-1
15	南部 1 集会所	132	S59	32	W	企画空港課	横芝光町栗山 4361-5
16	鳥喰中央集会所	119	H9	19	W	企画空港課	横芝光町鳥喰上 499
17	南部 2 集会所	109	S58	33	W	企画空港課	横芝光町栗山 4768-5
18	北清水集会所	147	H1	27	W	企画空港課	横芝光町北清水 1053-1
19	関場集会所	89	H2	26	W	企画空港課	横芝光町北清水 1493-2
20	西集会所	110	S59	32	W	企画空港課	横芝光町北清水 1426-1
21	三軒家集会所	82	H3	25	W	企画空港課	横芝光町北清水 531-1
22	南集会所	83	S59	32	W	企画空港課	横芝光町屋形 85
23	宮前集会所	83	S62	29	W	企画空港課	横芝光町屋形 220-1
24	屋形荒場集会所	124	H10	18	W	企画空港課	横芝光町屋形 920
25	三本松集会所	99	H8	20	W	企画空港課	横芝光町屋形 1767-1
26	南川岸集会所	119	S60	31	W	企画空港課	横芝光町屋形 5062-2
27	立会集会所	166	H5	23	W	企画空港課	横芝光町屋形 5338-107
28	新島集会所	136	S61	30	W	企画空港課	横芝光町新島 2967-1
29	三島集会所	99	H3	25	W	企画空港課	横芝光町新島 1207-1

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建築年	経過 年数	構造	所管課	所在地域
30	本町松本集会所	100	H16	12	W	企画空港課	横芝光町横芝字松本 955-28
31	桜台集会所	84	H17	11	W	企画空港課	横芝光町北清水 4689-27
32	中台共同利用施設	182	S55	36	S	企画空港課	横芝光町中台 1110
33	遠山共同利用施設	101	S54	37	SRC	企画空港課	横芝光町遠山 526-4
34	姥山共同利用施設	87	S56	35	S	企画空港課	横芝光町姥山 1087
35	鳥喰下共同利用施設	122	S56	35	S	企画空港課	横芝光町鳥喰下 2676-1
36	栗山共同利用施設	127	S57	34	S	企画空港課	横芝光町栗山 2960-2
37	鳥喰沼共同利用施設	83	S57	34	S	企画空港課	横芝光町鳥喰上 2177-3
38	東町共同利用施設	182	S59	32	S	企画空港課	横芝光町横芝 1501-13
39	長倉共同利用施設	109	S60	31	S	企画空港課	横芝光町長倉 1285
40	牛熊共同利用施設	101	S61	30	S	企画空港課	横芝光町牛熊 449-18
41	木戸台共同利用施設	107	S63	28	S	企画空港課	横芝光町木戸台 1771
42	上町共同利用施設	183	H1	27	S	企画空港課	横芝光町横芝 414-1
43	栗山中央共同利用施設	181	H2	26	S	企画空港課	横芝光町栗山 3131
44	横芝中央公民館	1,008	S45	46	SRC	社会文化課	横芝光町横芝 636
45	町民会館	2,143	S59	32	SRC	社会文化課	横芝光町宮川 11907-2
46	文化会館	2,058	S58	33	SRC	社会文化課	横芝光町横芝 922-1
47	上堺会館	567	S50	41	SRC	社会文化課	横芝光町北清水 189-2
48	大総会館	598	S50	41	SRC	社会文化課	横芝光町木戸台 2016

※構造 W：木造 S：鉄骨造 SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	31年～49年	30年以下
-------------------------	-------	---------	-------

②施設の現状と課題

- ・ 31 の集会所、12 の共同利用施設、1 つの公民館、4 つの会館、計 48 の施設があります。
- ・ 5 つの施設が旧耐震基準で建設されています。
- ・ 1 つの施設が耐震診断実施済であり、2 つの施設が対象外、45 の施設が未実施となっています。
- ・ 指定避難所となっている施設が 2 つあり、一時避難所指定となっている施設が 12 施設あります。
- ・ 集会施設では延床面積の約 58%が築 30 年以上を経過しており、文化施設では延床面積の 100%が築 30 年以上を経過しています。
- ・ 過去 10 年における年平均修繕費は、集会施設では約 570 万円、文化施設では約 580 万円となっています。
- ・ ㎡当たりの年平均修繕費は、集会施設では約 5 万円、文化施設では約 3,000 円となっています。
- ・ 町民会館、文化会館はユニバーサルデザイン（身障者用トイレ、玄関スロープ等）が配慮されています。
- ・ 集会所及び共同利用施設は指定管理となっており、公民館及び会館は直営で管理されています。
- ・ 光地域は公共施設（町施設）はありませんが、横芝地域と均衡がとれていないことが課題となっています。

③個別基本方針

- ・ 利用率の低い施設については多機能化を図るなど、有効活用を検討します。
- ・ 大規模改修又は建て替えを検討する際は、複合化・集約化を図るようにします。
- ・ 修繕計画を立て、築 30 年以上の施設については大規模修繕を検討します。
- ・ 人口減少などにより今後施設の利用が減少することが考えられるため、複合施設として新たな機能を加え、総量の減少を検討します。
- ・ 施設の適切な規模・配置の実現に当たっては、あらゆる方法を比較した上で検討を行います。
- ・ 会館については、利用状況等も踏まえ、地域住民と協議を行った上で集約化等の検討を行います。

(2) 社会教育系施設

①施設一覧表

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年	経過 年数	構造	所管課	所在地域
1	横芝光町立図書館	3,030	H6	22	RC	社会文化課	横芝光町宮川 11917 番地

※構造 RC：鉄筋コンクリート造

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	31年～49年	30年以下
-------------------------	-------	---------	-------

②施設の現状と課題

- ・ 図書館は新耐震基準で建設されています。
- ・ 避難所指定はされておらず、ユニバーサルデザイン（車椅子用エレベータ、身障者用トイレ等）が配慮されています。
- ・ 単独施設であり、直営により管理されています。
- ・ ㎡当たりの光熱水費は、約 2,400 円となっています。
- ・ 平成 27 年度の年間入場者数は約 20 万人となっています。
- ・ 過去 10 年間の年平均修繕費は約 100 万円であり、㎡当たりの年平均修繕費は約 350 円となっています。

③個別基本方針

- ・ 年間入場者数の増加のため、広報や展示企画について充実を図ります。
- ・ 運営方法の検討を行います。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

①施設一覧表

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年	経過 年数	構造	所管課	所在地域
1	横芝B & G海洋センター 体育館	1,102	S57	34	SRC	社会文化課	横芝光町横芝 910-1
2	横芝B & G海洋センター プール	830	S57	34	S	社会文化課	
3	横芝B & G海洋センター プール更衣室棟	131	S57	34	SRC	社会文化課	
4	町体育館	1,605	S54	37	SRC	社会文化課	横芝光町宮川 11905
5	中台トレーニングセンター	462	S56	35	SRC	社会文化課	横芝光町中台 1071-1
6	光B & G海洋センター	1,513	H6	22	SRC	社会文化課	横芝光町木戸 10156-1

※構造 S：鉄骨造 SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	31年～49年	30年以下
-------------------------	-------	---------	-------

②施設の現状と課題

- ・旧耐震基準で建設された施設が2箇所あります。
- ・耐震診断及び耐震改修は1つの施設で実施されています。
- ・5つの施設が築30年を超え、老朽化が進んでいます。
- ・町体育館は避難所指定されています。
- ・町体育館及び光B & G海洋センターではユニバーサルデザイン（身障者用トイレ、玄関スロープ等）が配慮されています。
- ・1箇所が指定管理、その他は直営で管理されています。
- ・過去10年間の年平均修繕費は約1,100万円、㎡当たりの年平均修繕費は約9,000円となっています。

③個別基本方針

- ・隣接する市町村の広域での利用を更に進めます。
- ・各施設について町内だけでなく、町外からの集客につながる方策を検討します。
- ・地域住民の健康づくりを推進する機能の維持のため、予防管理保全の考えのもと、計画的な改修を実施します。
- ・利用状況等を踏まえ地域住民と協議を行った上で集約化等の検討を行います。

(4) 学校教育系施設

①施設一覧表

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年	経過 年数	構造	所管課	所在地域
1	大総小学校管理教室棟	1,733	S49	42	RC	教育課	横芝光町 木戸台 2012 番地
2	大総小学校特別教室棟	190	S62	29	S	教育課	
3	大総小学校屋内運動場	863	S55	36	RC	教育課	
4	大総小学校機械室	83	S49	42	RC	教育課	
5	横芝小学校 A 棟	297	S38	53	RC	教育課	横芝光町 横芝 1800 番地
6	横芝小学校 A 棟	443	S39	52	RC	教育課	
7	横芝小学校 B 棟	674	S40	51	RC	教育課	
8	横芝小学校 B 棟	249	S42	49	RC	教育課	
9	横芝小学校 B 棟	90	S47	44	RC	教育課	
10	横芝小学校 C 棟	412	S43	48	RC	教育課	
11	横芝小学校 D 棟	923	S46	45	RC	教育課	
12	横芝小学校 D 棟	89	S48	43	RC	教育課	
13	横芝小学校 E 棟	460	S51	40	RC	教育課	
14	横芝小学校 E 棟	992	S55	36	RC	教育課	
15	横芝小学校屋内運動場	1,149	S50	41	RC	教育課	
16	横芝小学校渡り廊下	56	S53	38	S	教育課	
17	横芝小学校渡り廊下	86	S55	36	S	教育課	
18	横芝小学校機械室（空調機）	125	S53	38	RC	教育課	
19	上堺小学校管理教室棟	1,136	S47	44	RC	教育課	横芝光町 北清水 181 番地
20	上堺小学校教室棟	578	S51	40	RC	教育課	
21	上堺小学校機械室（空調機）	90	S54	37	RC	教育課	
22	上堺小学校特別教室棟	432	S56	35	RC	教育課	
23	上堺小学校屋内運動場	875	S56	35	RC	教育課	
24	上堺小学校倉庫（屋外体育用具）旧上 堺消防詰所	55	S50	41	W	教育課	
25	上堺小学校倉庫（屋外体育用具）	50	H16	12	W	教育課	
26	日吉小学校管理教室棟	2,193	S58	33	RC	教育課	横芝光町
27	日吉小学校屋内運動場	950	H27	1	RC	教育課	篠本 5177 番地
28	南条小学校管理教室棟	2,015	S56	35	RC	教育課	横芝光町
29	南条小学校屋内運動場	966	H28	-	RC	教育課	小田部 1054 番地

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年	経過 年数	構造	所管課	所在地域
30	東陽小学校管理教室棟	3,486	S55	36	RC	教育課	横芝光町 宮川 4655 番地
31	東陽小学校更衣室棟	117	S55	36	W	教育課	
32	東陽小学校音楽室	144	H14	14	RC	教育課	
33	東陽小学校屋内運動場	1,042	H24	4	RC	教育課	
34	東陽小学校南側倉庫（屋外体育用具）	53	H14	14	W	教育課	
35	東陽小学校屋外トイレ南側倉庫	50	H24	4	W	教育課	
36	白浜小学校管理教室棟	2,561	S57	34	RC	教育課	横芝光町
37	白浜小学校屋内運動場及び特別教室棟	1,373	H25	3	RC	教育課	木戸 1334 番地
38	横芝中学校 A 棟	3,640	H21	7	RC	教育課	横芝光町 坂田池 3 番地 1
39	横芝中学校 B 棟	3,246	H21	7	RC	教育課	
40	横芝中学校 C 棟	3,575	H21	7	RC	教育課	
41	横芝中学校陸上競技場側倉庫	75	H21	7	RC	教育課	
42	横芝中学校野球場外野フェンス沿い部室	152	H21	7	RC	教育課	
43	光中学校校舎棟	5,566	H14	14	RC	教育課	横芝光町 宮川 5883 番地
44	光中学校講堂棟	3,286	H14	14	RC	教育課	
45	光中学校連絡通路	67	H14	14	S	教育課	
46	光中学校部室	74	H14	14	RC	教育課	
47	光中学校部室	100	H14	14	RC	教育課	
48	光中学校陸上競技場側倉庫	60	H15	13	RC	教育課	
49	光中学校陸上競技場側部室	60	H15	13	RC	教育課	
50	（旧）光学校給食センター	762	S54	37	S	教育課	横芝光町宮川 11754
51	横芝光町学校給食センター	1,473	H23	5	S	教育課	横芝光町宮川 12114-1

※構造 RC：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨造 W：木造

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	31年～49年	30年以下
-------------------------	-------	---------	-------

②施設の現状と課題

- ・ 7つの小学校、2つの中学校、1つの給食センター等があります。
- ・ 24の建物が旧耐震基準で建設されており、10の建物が耐震改修実施済、19の建物は対象外となっています。
- ・ 延床面積では約50%が築30年を超え、老朽化が進み教育環境に影響が出ています。
- ・ いずれの学校も避難所指定されています。
- ・ いずれの施設も単独施設であり、直営で管理されています。
- ・ 学校の㎡当たりの光熱水費は約600円～1,600円となっています。
- ・ 過去10年間の年平均修繕費は約4,900万円であり、㎡当たりの年平均修繕費は約12,000円となっています。
- ・ 建物構造体の耐震化率については100%となりましたが、建物の外壁・内壁、照明器具の落下防止対策や窓ガラスの飛散防止対策などの非構造部材の耐震化が済んでいない施設が見受けられることから、避難所として指定されている建物から優先的に耐震化対策を進めていく必要があります。

③個別基本方針

- ・ 長寿命化計画を策定し、大規模修繕について順次計画を検討します。
- ・ 適正配置等の実現に当たっては、改築・改修時の他施設機能との集約・複合化、改築・改修時の施設減築、施設廃止等を比較検討した上で実行し、施設面積を削減しながらも、必要な教育機能については、維持していきます。
- ・ 少子化の影響により空き教室が増加することが考えられるため、有効活用が求められます。

(5) 子育て支援施設

①施設一覧表

番号	施設名	延床面積 (m)	建築 年	経過 年数	構造	所管課	所在地域
1	(旧) 横芝第二保育所	703	S55	36	RC	健康こども課	横芝光町横芝 1501 番地 13
2	上堺保育所	635	S54	37	RC	健康こども課	横芝光町新島 3510 番地 1
3	横芝保育所	680	S53	38	RC	健康こども課	横芝光町栗山 2267 番地
4	横芝保育所園舎	681	S63	28	RC	健康こども課	
5	横芝保育所車庫	227	S55	36	W	健康こども課	
6	大総保育所	328	S50	41	RC	健康こども課	横芝光町寺方 780 番地
7	大総保育所園舎	130	S59	32	RC	健康こども課	
8	横芝小学校児童クラブ	157	H14	14	W	健康こども課	横芝光町横芝 1741 番地
9	上堺小学校児童クラブ	60	S50	41	RC	健康こども課	横芝光町北清水 180 番地
10	ひかり児童クラブ	162	H15	13	W	健康こども課	横芝光町宮川 4655 番地
11	白浜小学校児童クラブ	145	H27	1	W	健康こども課	横芝光町木戸 9866 番地 1
12	横芝小学校第2児童クラブ	145	H27	1	W	健康こども課	横芝光町横芝 1741 番地

※構造 RC：鉄筋コンクリート造 W：木造

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	31年～49年	30年以下
-------------------------	-------	---------	-------

②施設の現状と課題

- ・ 3つの保育所、5つの児童クラブ等があります。
- ・ 6つの建物が旧耐震基準で建設されています。4つの建物で耐震診断が実施済、4つの建物は対象外となっています。
- ・ 7つの施設が築30年を超え、老朽化が進み保育環境に影響が出ています。
- ・ いずれの施設も避難所指定されていません。
- ・ いずれの施設も単独施設となり、直営で管理されています。
- ・ m²当たりの水熱光費は約1,300～3,600円となります。
- ・ 過去10年間の年平均修繕費は約100万円、m²当たりの年平均修繕費は約13,000円となっています。

③個別基本方針

- ・ 大規模改修の時期を迎えている施設については、順次計画を検討します。
- ・ 将来的な子どもの数や民間保育園の状況、老朽化状況等を踏まえ、より良い子育て環境の整備に向け、引き続き適切な施設保有量・配置となるよう検討します。

(6) 保健・福祉施設

①施設一覧表

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年	経過 年数	構造	所管課	所在地域
1	健康づくりセンター「プラム」	2,050	H11	17	RC	健康こども課	横芝光町栗山 1076
2	健康づくりセンター「プラム」車庫	57	H11	17	S	健康こども課	
3	地域活動支援センター「たんぽぽ」	144	H11	17	W	福祉課	横芝光町栗山 1076
4	老人憩の家「光風館」	167	H5	23	W	福祉課	横芝光町宮川 11,894

※構造 RC：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨造 W：木造

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	31年～49年	30年以下
-------------------------	-------	---------	-------

②施設の現状と課題

- ・いずれの施設も新耐震基準で建設されています。
- ・いずれの施設も単独施設であり、2つの施設が指定管理、1つの施設が直営で管理されています。
- ・健康づくりセンター「プラム」は一時避難所指定されています。
- ・健康づくりセンター「プラム」及び地域活動支援センター「たんぽぽ」はユニバーサルデザイン（身障者用トイレ）が配慮されています。
- ・過去10年間の年平均修繕費は約400万円、㎡当たりの年平均修繕費は約5,000円となっています。

③個別基本方針

- ・設備の法定耐用年数を迎える時期にある施設が多いため、予防保全の視点での管理に努めます。

(7) 行政系施設

①施設一覧表

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年	経過 年数	構造	所管課	所在地域
1	旧横芝行政センター旧庁舎	1,627	S34	57	RC	財政課	横芝光町横芝 636
2	旧横芝行政センター車庫・書庫	261	S55	36	S	財政課	
3	旧横芝行政センター車庫	210	H4	24	S	財政課	
4	旧横芝行政センター車庫	94	H4	24	S	財政課	
5	横芝光町役場庁舎（西庁舎）	2,403	S49	42	RC	財政課	横芝光町宮川 11902 番地
6	横芝光町役場庁舎（東庁舎）	937	S49	42	RC	財政課	
7	横芝光町役場庁舎車庫	313	S49	42	S	財政課	
8	横芝光町役場西側車庫	443	S60	31	S	財政課	横芝光町宮川 5883 番地
9	横芝光町役場分室	200	S47	44	S	財政課	横芝光町宮川 11902 番地
10	北清水排水機場	158	H5	23	RC	産業課	横芝光町屋形 1534-1
11	木戸排水機場	157	H14	14	RC	産業課	横芝光町木戸 10675-6
12	屋形排水機場	162	S63	28	RC	産業課	横芝光町屋形 5314-42

※構造 RC：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨造

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	31年～49年	30年以下
-------------------------	-------	---------	-------

②施設の現状と課題

- ・旧耐震基準で建設された建物が6棟あります
- ・役場庁舎の㎡当たりの光熱水費は約1,800円となっています。
- ・過去10年間の年平均修繕費は約1,300万円、㎡当たりの年平均修繕費は約9,000円となっています。
- ・役場庁舎の耐震診断は実施済みであり、一部補強が必要となります。
- ・7つの建物が築30年を超え、老朽化が進んでいます。
- ・会議室不足が生じているため、今後検討を行います。
- ・役場庁舎は避難所指定されており、通信設備及び代替電源が整備され、防災拠点になっています。
- ・役場庁舎はユニバーサルデザイン（車椅子用エレベータ、身障者用トイレ、玄関スロープ等）が配慮されています。

③個別基本方針

- ・築30年を超える施設については、長寿命化を図り、順次大規模修繕計画を検討します。また、今後活用が難しい施設、類似した施設等については、集約化や除却を検討します。

(8) 公営住宅

①施設一覧表

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年	経過 年数	構造	所管課	所在地域
1	栗山団地(6戸)	191	S44	47	W	都市建設課	横芝光町栗山 2876 番地 3
2	栗山団地(8戸)	317	S44	47	W	都市建設課	
3	栗山団地(10戸)	340	S45	46	PC	都市建設課	
4	栗山団地(20戸)	680	S46	45	PC	都市建設課	
5	小田部団地(20戸)	680	S45	46	PC	都市建設課	横芝光町小田部 678 番地
6	小田部団地(10戸)	442	S46	45	PC	都市建設課	
7	小田部団地(15戸)	408	S47	44	PC	都市建設課	

※構造 PC：プレキャストコンクリート造 W：木造

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	31年～49年	30年以下
-------------------------	-------	---------	-------

②施設の現状と課題

- ・全ての建物は旧耐震基準で建設されています。
- ・全ての建物は耐震改修未実施となっています。

③個別基本方針

- ・入居率と老朽化調査を実施し、適正に管理していきます。
- ・老朽化の著しい施設については、改修や除却を検討し、民間サービスへの利用を促します。

(9) 公園

①施設一覧表

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年	経過 年数	構造	所管課	所在地域
1	ふれあい坂田池公園(管理センター)	317	H5	23	SRC	社会文化課	横芝光町坂田池 1-1
2	ふれあい坂田池公園(野球場メインスタンド)	732	H6	22	RC	社会文化課	
3	ふれあい坂田池公園(陸上競技場メインスタンド)	343	H10	18	SRC	社会文化課	
4	ふれあい坂田池公園(陸上競技場倉庫及び更衣室)	324	H10	18	SRC	社会文化課	
5	横芝 B&G 海洋センター 艇庫	87	-	-	S	社会文化課	
6	光スポーツ公園(管理棟)	140	H4	24	SRC	社会文化課	横芝光町篠本 4850-3
7	光スポーツ公園(歩道橋)	橋長 19.1m	H4	24	RC	社会文化課	
8	光文化の森公園(芝生広場屋外ステージ)	不明	H6	22	RC	社会文化課	横芝光町宮川 11917

※構造 SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造 RC：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨造

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	31年～49年	30年以下
-------------------------	-------	---------	-------

②施設の現状と課題

- ・いずれの施設も新耐震基準で建設されています。
- ・いずれの施設も単独施設となっています。
- ・光スポーツ公園は委託で管理されています。
- ・いずれの施設も避難所指定されていません。
- ・ふれあい坂田池公園及び光スポーツ公園の㎡当たりの水熱光費は約 4,000～10,000 円となります。
- ・過去 10 年間の年平均修繕費は約 720 万円、㎡当たりの年平均修繕費は約 2 万円となっています。

③個別基本方針

- ・施設の設定や機能等を定期点検し、予防保全の視点で管理します。

(10) 供給処理施設

①施設一覧表

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年	経過 年数	構造	所管課	所在地域
1	横芝工業団地汚水処理場	86	H4	24	RC	都市建設課	横芝光町長山台1番地12

※構造 RC：鉄筋コンクリート造

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	31年～49年	30年以下
-------------------------	-------	---------	-------

②施設の現状と課題

- ・新耐震基準で建設されています。
- ・避難所指定はされていません。
- ・横芝工業団地連絡協議会へ無償貸与しており、定期的な維持管理についても協議会にて行っています。

③個別基本方針

- ・引き続き協議会へ無償貸与し、適正に管理していきます。

(11) その他

①施設一覧表

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年	経過 年数	構造	所管課	所在地域
1	元農村協同館	308	S47	44	W	財政課	横芝光町宮川 2334

※構造 W：木造

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	31年～49年	30年以下
-------------------------	-------	---------	-------

②施設の現状と課題

- ・ 築40年を超え、老朽化が進んでいます。
- ・ 避難所指定はされていません。
- ・ 単独施設であり、直営で管理されています。
- ・ 部分的に雨漏り、床抜け等が発生しています。
- ・ 施設を有効活用するためには大規模改修等を実施する必要があります。

③個別基本方針

- ・ 老朽化が進行しているため、今後大規模な改修等が必要となってきます。その際は、今後の活用性も踏まえた上で、大規模改修・除却・他施設との集約化等を検討していきます。

2. 土木系公共施設の管理に関する基本的な方針

(1) 道路

①施設一覧表

表 道路の延長及び面積

一般道路実延長	764,614m	1級（幹線）町道	48,079m
		2級（幹線）町道	51,490m
		その他町道	665,045m
一定要件農道実延長	8,261m		
道路面積 道路部	3,336,495㎡		
自転車歩行者道実延長	49,592m		
歩道等面積	173,040㎡		

②基本方針

- ・ 常時の交通量や災害時の対応等を総合的に勘案し、重要な路線については適切かつ効率的に道路メンテナンスを行い、長寿命化を図ります。
- ・ 将来の都市のあり方を踏まえ、都市計画道路の見直しや土地利用計画に合わせた既存道路の整理・統合を進めます。
- ・ 高齢者の増加等に対応するため、バリアフリー化や安全安心な歩行空間の確保、また、新たな社会的要請に対応した施設の更新を行います。
- ・ 今後も道路建設は必要性を吟味した上で道路整備五カ年計画に基づき行っていくこととします。また、既存の道路についても維持費が多く掛かる区間については、利用状況や他路線の配置なども踏まえて維持・修繕や今後の方針を示します。
- ・ 日々の管理については、トータルコストの縮減を目指して予防保全型の点検・診断等を行い、安全確保にも努めていきます。点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、本計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに生かしていきます。
- ・ 道路等の巡回、不具合通報対応、補修等の業務を包括的に委託する道路等包括管理事業の導入など、トータルコストの抑制策を講じます。

(2) 橋梁

①施設一覧表

表 橋梁数

長さ区分		計 (本)
15m以上 (本)	15m未満 (本)	
12	216	228

表 橋梁面積

構造区分					計 (㎡)
PC橋 (㎡)	RC橋 (㎡)	鋼橋 (㎡)	石橋 (㎡)	木橋その他 (㎡)	
4,860	3,840	2,294	0	196	11,190

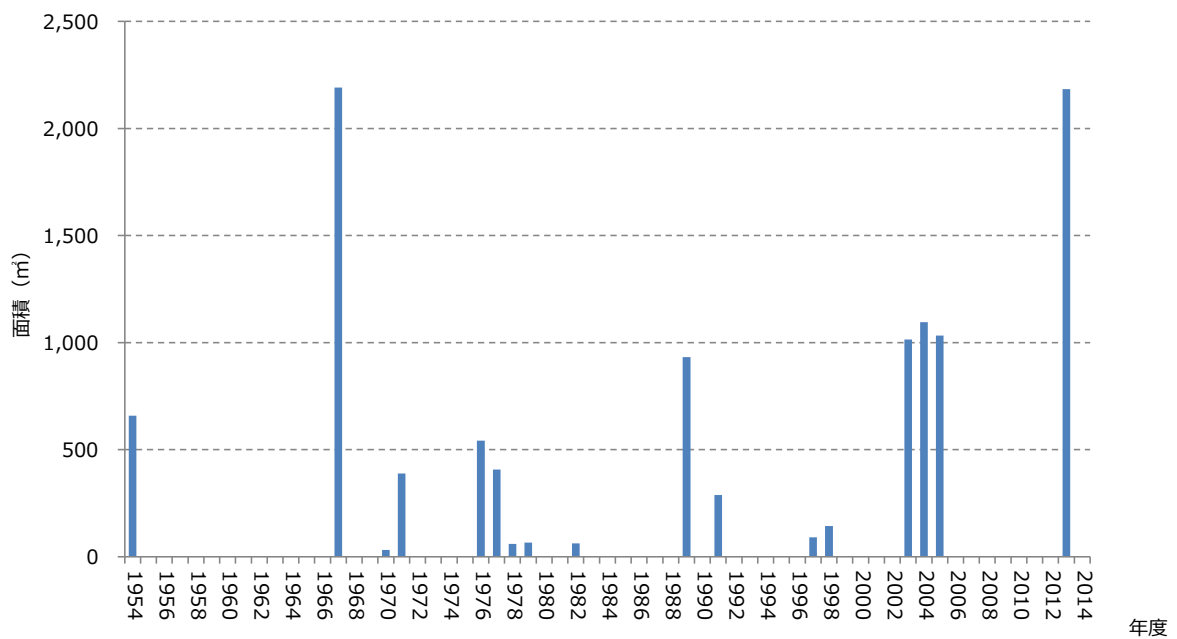


図 築年度別整備状況 (橋梁)

②基本方針

- ・平成 25 年に策定した橋梁長寿命化修繕計画にのっとり、計画的な修繕を行い、コストの平準化と長寿命化を図ります。
- ・既存の橋梁についても維持費が多く掛かる区間については、利用状況や他路線の配置なども踏まえて維持・修繕・耐震化等の今後の方針を示します。
- ・日々の管理については、トータルコストの縮減を目指して予防保全型の点検・診断等を行い、安全確保にも努めます。点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、本計画の見直しに反映して充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに生かしていきます。
- ・法令に基づき、道路施設の点検、診断、措置、記録というメンテナンスサイクルを確立し、5 年に一度の近接目視による定期点検のほかに、日常的な維持管理として、道路維持パトロールによる点検を検討します。損傷等が確認された場合は、緊急性に応じて、補修工事を適宜行うものとします。

3. 企業会計施設の管理に関する基本的な方針

(1) 地方公営企業

①施設一覧表

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年	経過 年数	構造	所管課	所在地域
1	木戸台クリーンセンター	245	H11	17	RC	産業課	横芝光町木戸台 1166-1
2	食肉センター（と畜・解体室・内臓処理室・冷蔵庫・係留所棟）	2,657	S43	48	RC、S	食肉センター	横芝光町芝崎 1390
3	食肉センター（大動物係留所）	54	H11	17	S	食肉センター	
4	食肉センター（浄化槽機械室）	545	H9	19	RC	食肉センター	
5	食肉センター（食堂・休憩室棟）	220	H9	19	W	食肉センター	
6	食肉センター（倉庫）	82	S43	48	S	食肉センター	
7	食肉センター（事務室棟）	272	H17	11	S	食肉センター	
8	食肉センター（枝肉処理室）	281	H17	11	S	食肉センター	
9	東陽病院（本館）	6,383	H3	25	RC	東陽病院	
10	東陽病院（エネルギー棟）	427	H3	25	RC	東陽病院	
11	東陽病院（医師住宅単身用）	274	H8	20	RC	東陽病院	横芝光町宮川 5423-3
12	東陽病院（医師住宅世帯用）	469	H8	20	RC	東陽病院	
13	東陽病院（看護宿舎）	546	H8	20	RC	東陽病院	
14	東陽病院（託児所）	82	H8	20	W	東陽病院	

※構造 W：木造 S：鉄骨造 RC：鉄筋コンクリート造

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	31年～49年	30年以下
-------------------------	-------	---------	-------

②施設の現状と課題





- ・農業集落排水施設など14の施設があり、うち2の施設が建築後31年を経過しています。
- ・旧耐震基準で建設された建物が2棟あり、その他の施設は新耐震基準で建設されています。
- ・公営企業として健全経営を進め、安定的な運営を継続していく必要があります。

③個別基本方針

- ・重要度の高い施設であるが、設備の法定年数を迎える時期にある施設が多いため、予防保安の視点での管理に努めます。
- ・食肉センターについては、県内の食肉流通の強化と促進を踏まえ、と畜場の再編等の検討を行います。

第5章

参考資料

-  1. 過去に行った対策の実績
-  2. 公共施設保有量の推移
-  3. 有形固定資産減価償却率の推移
-  4. 公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

1. 過去に行った対策の実績

本町における公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、過去に実施した対策は次のとおりです。

①計画の策定（平成28年度以降）

対 策 計 画	策定年度
横芝光町公共施設等総合管理計画	平成28年度
横芝光町立小中学校の適正規模・適正配置等基本方針	平成30年度
横芝光町橋梁長寿命化修繕計画	平成30年度
横芝光町地域防災計画（一部改正）	平成30年度
横芝光町公共施設等総合管理計画（一部改正）	令和元年度
横芝光町個別施設計画	令和元年度
横芝光町学校施設長寿命化計画	令和2年度
横芝光町国土強靱化地域計画	令和2年度
舗装維持修繕計画	令和2年度
農免道路あけぼの橋個別施設計画	令和2年度
横芝光町地域防災計画（一部改正）	令和3年度
横芝光町橋梁長寿命化修繕計画（一部改正）	令和3年度

②取り組み事例（平成28年度以降）

対 策	施 設 名	対策年度
貸 付	旧大総小学校	令和2年度
	旧南条小学校	令和3年度
統廃合	横芝小学校開校【横芝・大総小学校】	令和2年度
	光小学校開校【東陽・南条小学校】	令和2年度
除 却	旧横芝行政センター【庁舎、車庫書庫】	令和3年度
	旧横芝中央公民館	令和3年度
	栗山団地【2戸】	令和3年度

③指定管理者制度※の活用（令和3年度現在）

施 設 名
集会所（曾根合集会所外30施設）
共同利用施設（中台共同利用施設外11施設）
光 B&G 海洋センター（温水プール）
光しおさい公園（テニスコート外2施設）
地域活動支援センター「たんぼぼ」
老人憩の家「光風館」
横芝駅前情報交流館「ヨリドコロ」

※指定管理者制度とは、平成15年の地方自治法の改正により創設された制度で、地方公共団体が指定した法人又は団体が公の施設を管理することができるものである。

2. 公共施設保有量の推移

①建築系公共施設（企業会計施設含む）の保有状況

本計画策定時（2016年度）における建築系公共施設の保有施設数は150施設であり、総延床面積は87,712㎡ありました。これらが3年後の個別施設計画策定時（2019年度）においては、保有施設数が156施設であり、総延床面積は93,506㎡となっています。施設数で見ると6施設、総延床面積ベースで見ると5,794㎡増加となっていますが、主な理由は、国の指針の改訂により公営企業に係る施設も本計画の対象となり、令和2年1月の改正時に企業会計施設を追加したことによるものです。

大分類	平成28年度策定 総合管理計画		令和元年度策定 個別施設計画		増減比較	
	施設数	延床 面積(㎡)	施設数	延床 面積(㎡)	施設数	延床 面積(㎡)
町民文化系施設	48	11,153	48	11,153	0	0
社会教育系施設	1	3,030	1	3,030	0	0
スポーツ・レクリエーション系施設	6	5,643	6	5,643	0	0
学校教育系施設	51	49,216	45	43,366	△6	△5,850
子育て支援施設	12	4,053	10	3,312	△2	△741
保健・福祉施設	4	2,418	4	2,418	0	0
行政系施設	11	6,804	11	6,652	0	△152
公営住宅	7	3,058	7	3,058	0	0
公園	8	1,943	8	1,943	0	0
供給処理施設	1	86	1	86	0	0
その他	1	308	1	308	0	0
企業会計施設	-	-	14	12,537	14	12,537
合計	150	87,712	156	93,506	6	5,794

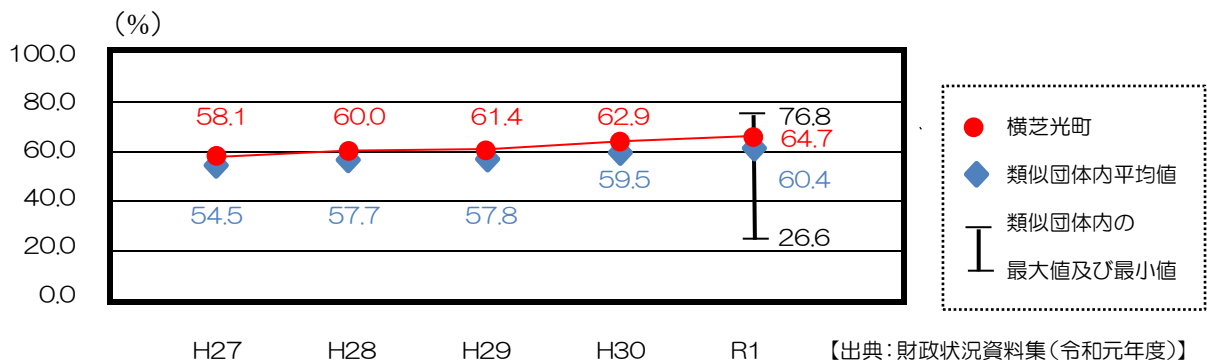
②土木系公共施設の保有状況

施設分類		平成28年度策定 総合管理計画	令和2年度末現在	増減比較
		実延長(m)	実延長(m)	実延長(m)
道路	一般道路	764,614	767,327	2,713
	一定要件農道	8,261	8,261	0
	自転車歩行者道	49,592	54,173	4,581
橋梁		1,785	1,795	10

3. 有形固定資産減価償却率の推移

本町の令和元年度の有形固定資産減価償却率^(※)は64.7%で、類似団体^(※)よりも高く上昇傾向にあります。公共施設の多くは1970年代後半から1980年代にかけて建設されており、これらの施設が耐用年数を経過し、現在更新の時期を迎えています。今後数年は更なる施設の老朽化が進み有形固定資産減価償却率が上昇していく見込みであるが、本計画や個別施設計画に基づき、老朽化した施設の長寿命化等を図り、適正に管理していく必要があります。

【有形固定資産減価償却率の推移】



【有形固定資産減価償却率算定式】

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

※有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産のうち償却資産の取得価格等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度減価償却が進んでいるかを全体として把握することが可能となる指標を指す。(割合が大きいほど老朽化が進んでいると判断されます。)

※類似団体とは、総務省の「令和元年度類似団体別市町村財政指数表」で本町と同じ類型に属する団体を指す。本町は同表においてV-1類型に分類され、全国では46町村がこれに該当する。

4. 公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

本計画の改定にあたり、平成30年2月に改定された、総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、「維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み」を新たに掲載する必要があるため、令和3年度現在、本計画の対象となる施設の今後の30年間の経費の見込みについて、令和2年3月に策定した個別施設計画を基に次のとおり算出しました。

建築系公共施設（企業会計施設含む）について、今後30年間、現状の施設数や規模を変えず耐用年数経過時に単純更新した場合の更新経費を試算すると、約327.1億円となる見込みですが、各個別施設計画に基づく施設保有総量の縮減等を踏まえた更新経費を試算すると、約231.2億円となり、長寿命化計画等による効果額が約95.9億円縮減される見込みとなります。

今後も個別施設計画等で定める各施設の具体的な取り組みを計画的に実施すると共に、施設の総量縮減や長寿命化の見直しなど財政負担の軽減について検討していく必要があります。

なお、土木系公共施設については、保有総量の縮減が難しいため、各個別施設計画等を踏まえた更新経費を試算していませんが、計画的な施設の点検等の実施により長寿命化を図り、更新経費の縮減に努めます。

今後30年間の経費の見込み【令和3年度～令和32年度】

公共施設等	長寿命化計画等の費用	耐用年数経過時に単純更新した場合	長寿命化対策等の効果額
建築系公共施設 (企業会計施設含む)	約231.2億円	約327.1億円	約95.9億円

今後10年間の経費の見込み【令和3年度～令和12年度】

公共施設等	長寿命化計画等の費用	耐用年数経過時に単純更新した場合	長寿命化対策等の効果額
建築系公共施設 (企業会計施設含む)	約137.4億円	約150.4億円	約13.0億円

※経費の見込みについては、今後30年間の経費の見込みと同様に各計画を基に算出し10年間で抽出しました。

- ・本計画の改定（令和2年1月）にあたり、今回追加した施設については、更新費用試算結果や築年別整備状況など数値は反映されておりません。また、本計画の建築に対する経過年数は、平成28年度の策定時点の年数になります。
- ・第5章の参考資料については、総務省による平成30年4月25日付け事務連絡「公共施設等の適正管理の更なる推進について」及び、令和3年1月26日付け総財務第6号総務省自治財政局財務調査課長通知「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」に基づき、総合管理計画の見直しに当たっての基本的な考え方を踏まえ、また、令和元年度に策定した横芝光町個別施設計画を反映させるため、本計画の改正（令和4年2月）の見直しを行いました。

横芝光町公共施設等総合管理計画

平成29年3月策定

令和2年1月一部改正

令和4年2月一部改正

発 行：横芝光町

住 所：〒289-1793 千葉県山武郡横芝光町宮川 11902 番地

T E L：0479-84-1211(代表)

F A X：0479-84-2713